

令和元年 10 月実施

住民自治協議会運営に係るアンケート
結果報告書

令和 2 年 9 月

長野市地域活動支援課

目 次

1	住民自治協議会運営に係るアンケート調査の概要	1
2	アンケート調査分析結果	2
	Ⅰ 必須選択事務について	2
	Ⅱ 労務管理	30
	Ⅲ 補助金・交付金について	38
	Ⅳ まとめ	40

1 住民自治協議会運営に係るアンケート調査の概要

(1) アンケート調査実施の背景・目的

住民自治協議会設立から10年以上経過し、住民自治協議会は名実ともに地区を代表する組織となった。特に昨年10月の令和元年東日本台風災害の際の各住民自治協議会の対応は、被災地区においては発災前から住民自治協議会に災害対策本部を設置し、地区住民の安全確保を最優先に活動しており、また被災を免れた地区においても、各住民自治協議会による炊き出し、募金活動、仮設住宅に入居される住民の方への対応など様々な活動を実施し、都市内分権の取り組みの成果が大きく表れた。

一方で、住民自治協議会が地区を代表する組織となったこと、地域の受け皿ができたことにより、住民自治協議会への市からの依頼事項が増えている。また少子高齢化や定年延長などの社会情勢の変化が地区役員の担い手不足につながるなど「負担が増えている。」と感じるとともに、活動が増えたことにより各住民自治協議会に交付している「地域いきいき運営交付金」が現在の交付額では不足するという声も聞こえてくるようになった。

このような現状を踏まえ、今回各住民自治協議会がどのような活動に負担を感じ、また交付金がどのような場面で不足するのかについて把握し、組織や活動等の運営状況や地域ごとに異なる特有の事情についてアンケートを実施することになった。

(2) 調査対象 32 地区住民自治協議会

(3) アンケート実施時期 令和元年10月

(4) 回収結果 30 地区住民自治協議会（長沼・豊野地区を除く）

2 アンケート調査分析結果

I 必須選択事務について

問1～2 必須事務【19事務】の現状の負担感について

必須事務は、全地区の住民自治協議会に共通して取り組んでいただく事務・事業で、現状の負担感について、1負担小 2通常 3負担大の3択で聞いた。また特に負担を感じる事務について、自由記載により聞いた。

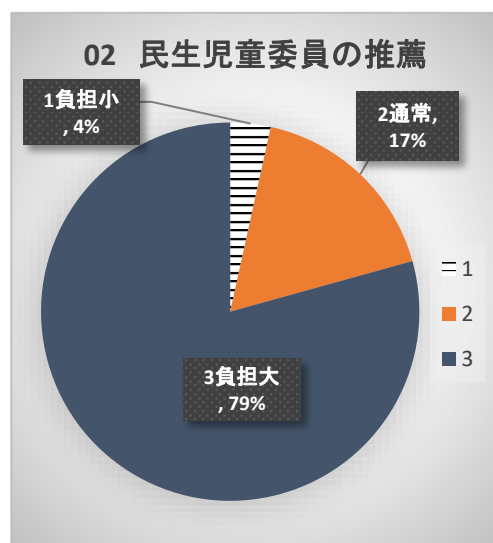
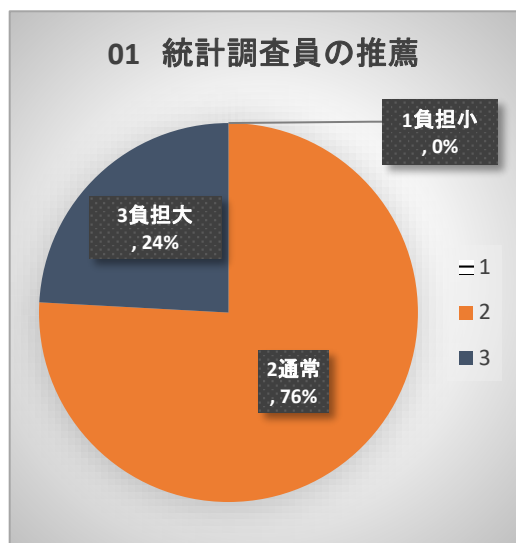
【委員等推薦・選任】7事務：必須事務01～07

「委員等推薦・選任」事務の中で負担感の大きいなものは「必須事務02 民生委員・児童委員候補者の推薦」に関する事務であり、その割合は79%と8割近くにのぼる。

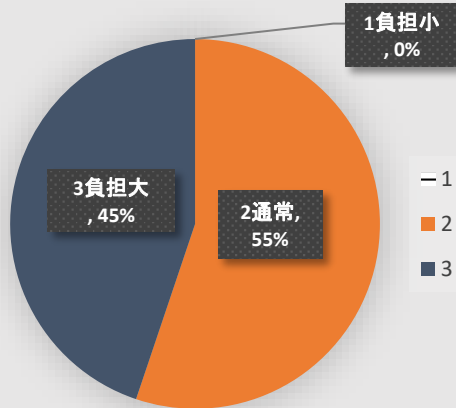
民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の立場に立ち、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとされている。「長野市民生委員・児童委員選任基準」において、適任者の要件が記されており、「名誉役職の交代、役員の割り振りであってはならない」との規定がある。また年齢についても原則75歳未満の者、新任の主任児童委員については65歳未満の者との規定がある。

少子高齢化や雇用延長などの社会情勢の変化に伴い人材が不足していることに加え、高齢者や子供、家族などに関する社会環境の変化に伴う業務内容の高度化、複雑化も適任者の選任を困難にしていると考えられる。

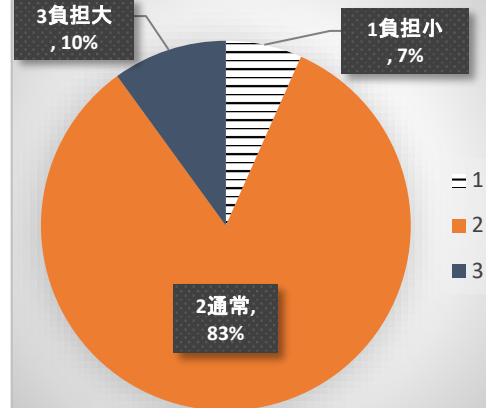
(1) 負担感（択一式）



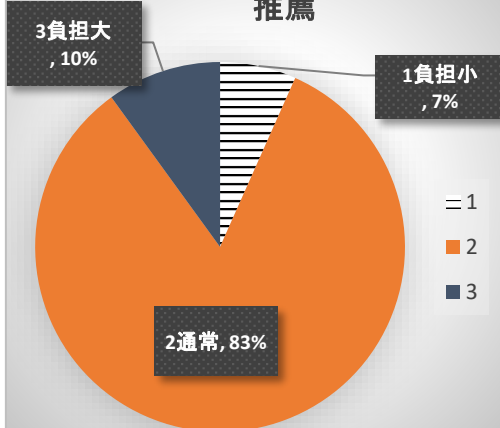
03 人権教育指導員の配置



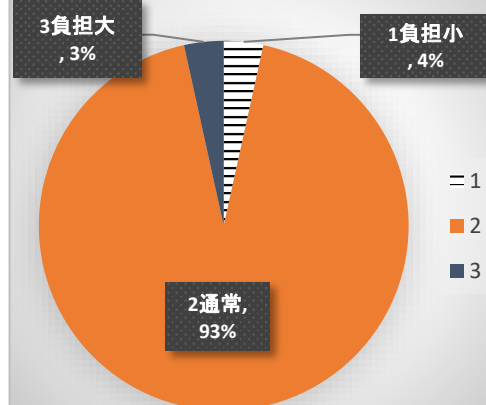
04 投票管理者等の推薦



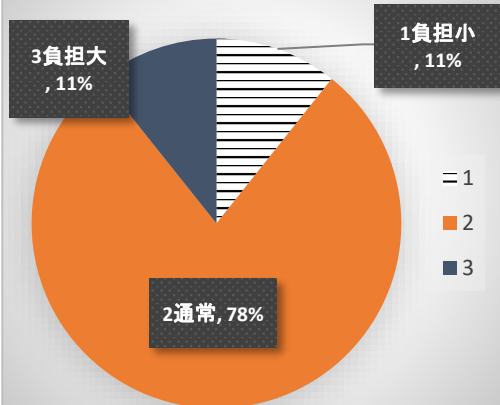
05 期日前投票管理者等の推薦



06 社協評議員の推薦



07 放課後子ども委員内申



(2) 負担感 (自由記載)

○必須事務 02 民生委員・児童委員候補の推薦

- ・ 適任者を探し出すことが困難
- ・ 年齢制限の緩和が必要
- ・ 推薦過程の改善、簡略化が必要 推薦準備会は不要、住自協が組織される前のやり方で前例踏襲のまま改善されていない
- ・ 各区における委員の高齢化によるなり手不足 (人材不足) が生じている
- ・ 就業年齢の引き上げにより委員への依頼で不協力者が増大している
- ・ 選定後も受諾されない
- ・ 引き受け手がない、区長の負担が大きい
- ・ 後任探しが大変、国からの指示とはいえ民生委員の在り方、選出方法、待遇改善等考える時期に来ているのではないか
- ・ 1期3年であるが、長いとの話も出ており1年で交代しているケースが目立っている
- ・ 災害が多くなり、災害時要支援者への対応や介護事業の変更により地域の民生児童委員の負担が大きくなっている
- ・ 被推薦者がいない場合はすべて区長がやらざるを得ない
- ・ 区長自身が委員になったり、委員のなり手がなればかりに区長にならない方が発生したりしている
- ・ 隣近所のこと分かっている時代にできた制度で区長に任せるのは酷な気がする

○必須事務 03 人権教育指導員の配置

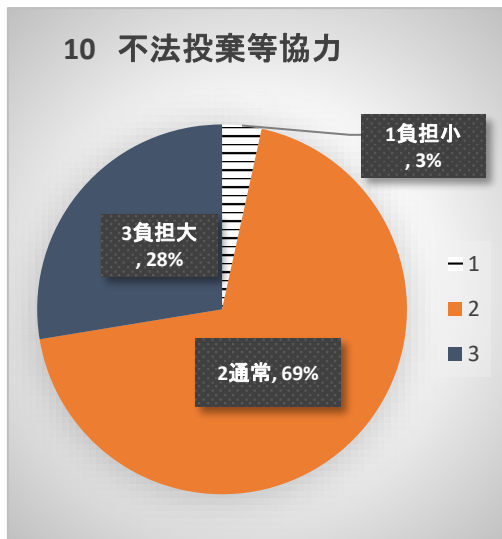
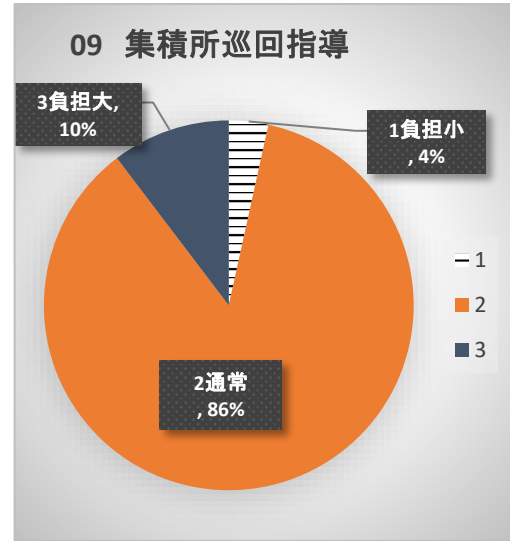
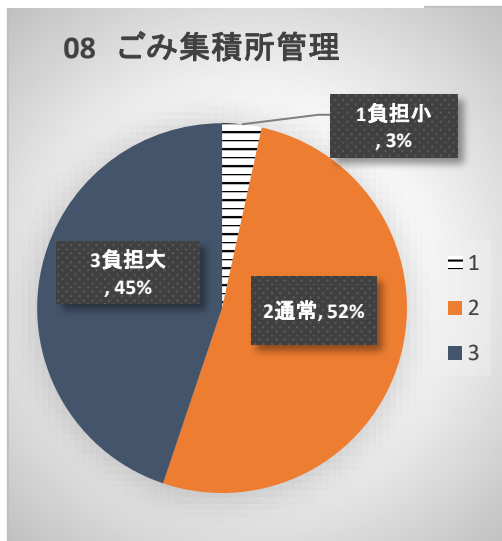
- ・ 地区内に組織がないため会長を含めた役員及び事務局の知人に頼る、一本釣りになってしまう
- ・ 地区の高齢化が進み、また高齢者の就労も多く、適任者の選出に苦労している
- ・ 市のOB、教員のOBに市が直接依頼すべき

【業務及び活動】 3 事務：必須事務 08～10

「業務及び活動」の中で負担感の大きいものは「必須事務 08 ごみ集積所における分別用備品等の管理及びルール違反ごみの対応」であり、その割合は 45%となっている。

負担大と回答している地区は、市街地地域や市街地周辺地域が多く、ゴミの分別ルールが守られない、指定日以外の搬出など個人のモラルが地域の負担感を大きくしている状況がうかがえる。また、ごみ集積所の数も平成 22 年 4 月当時、可燃 5,226 箇所、不燃 4,220 箇所だったものが、令和 2 年 4 月現在では可燃 5,886 箇所、不燃 4,949 箇所と増加しており、地域の負担感を大きくしているものと思われる。

(1) 負担感 (択一式)



(2) 負担感 (自由記載)

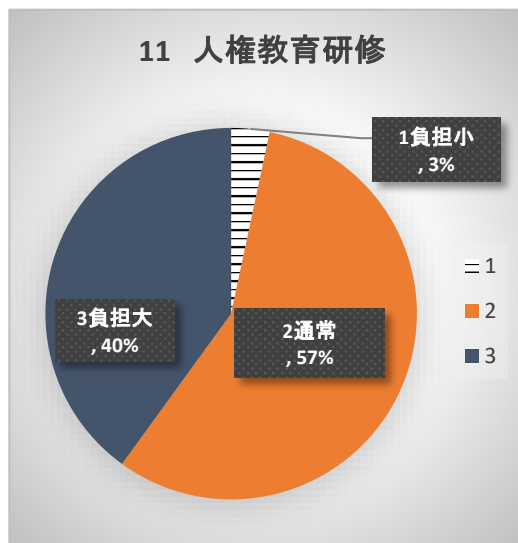
○必須事務 08 ごみ集積所における分別用備品等の管理及びルール違反ごみの対応

- ・「ごみ分別強化月間」、ごみ集積所巡回指導、不法投棄に関する情報提供及び防止対策に関する協力 担当する住民がなかなか見つからず何年も担当しているものが多い
- ・ごみ集積所の対応については市がもっと積極的に対応すべき、地元の役員が苦勞している
- ・監視カメラの設置等科学的なツールを使うべき
- ・歓楽街が多く事業所による不法投棄が絶えない、町の環境担当に大きな負荷がかかっている
- ・ゴミのルール違反者への対応は一般人では無理、ゴミ当番を決めて立ち番(見張り・指導)は負担が大きい

【啓発】 1 事務： 必須事務 11

「啓発」については、「必須事務 11 人権教育・啓発活動（活動を担当する部署の設置、人権教育研修会及び住民集会等の開催）の実施」の 1 件であるが、負担大と感じている割合は 40%であった。研修会などは企画や事前の準備もあることから負担が大きいと思われる。

（1）負担感（択一式）



（2）負担感（自由記載）

○必須事務 11 人権教育・啓発活動

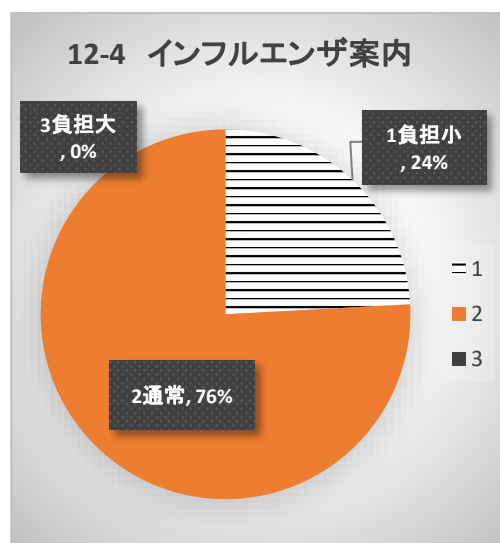
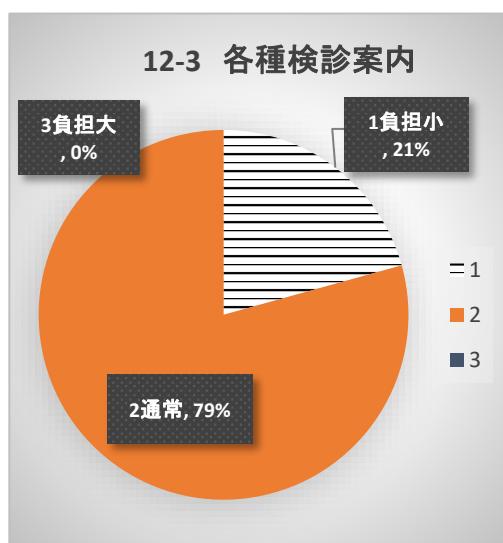
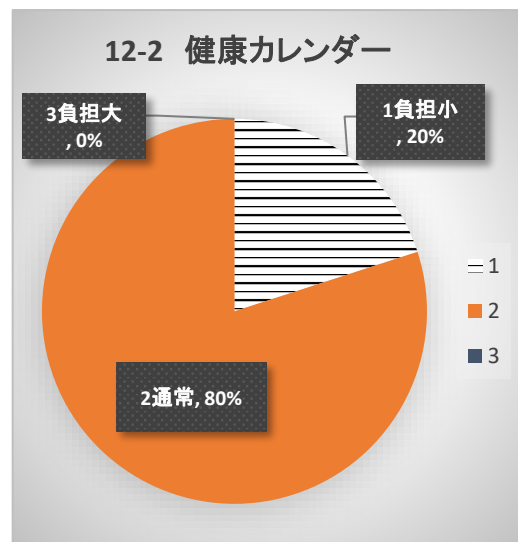
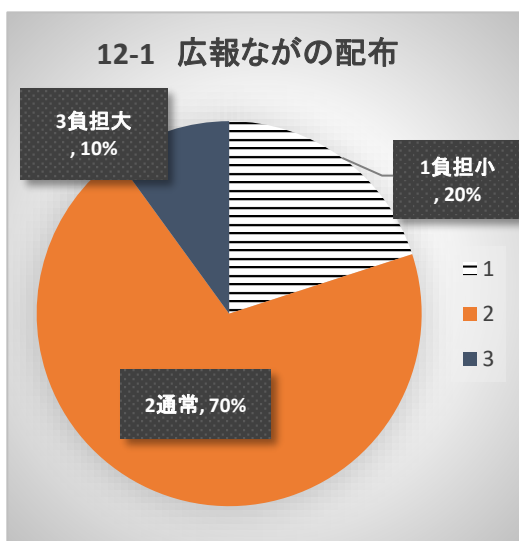
- ・人権研修会及び住民集会は定例行事になっているが、毎回企画や講師の選出に苦慮している 市のさらなるバックアップを期待している
- ・適任の指導者が少なく、人権・同和の委員長二人が各区を回り人権教育研修講師を務めている
- ・区又は公民館単位で取り組む「人権教育研修会」だけではだめなのか
- ・住民自治単位で取り組む「住民集会等」は高齢者が多く交通の便が悪い地区では集客が見込めずただのイベントになっている
- ・区等の小単位での取り組みのほうが深い内容の学習ができていないのではないか

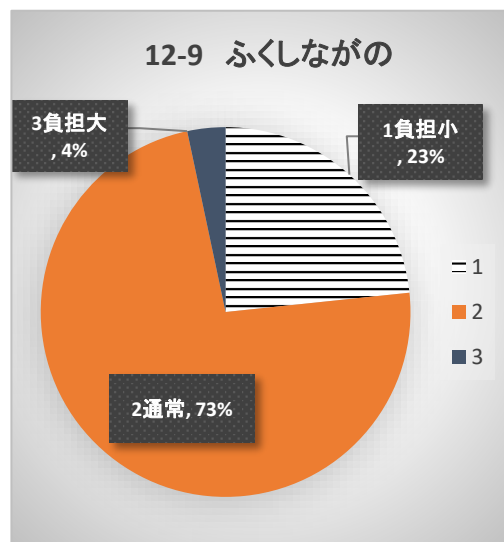
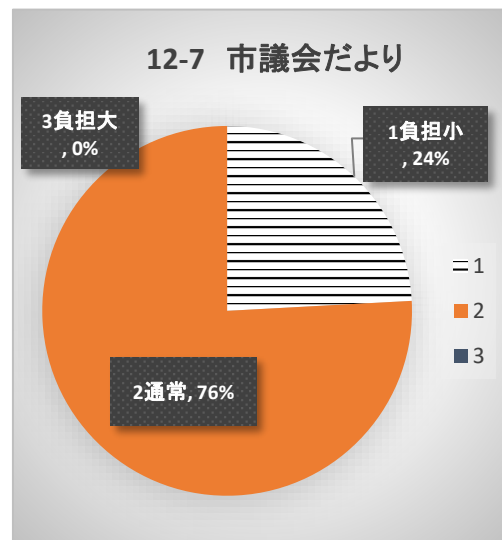
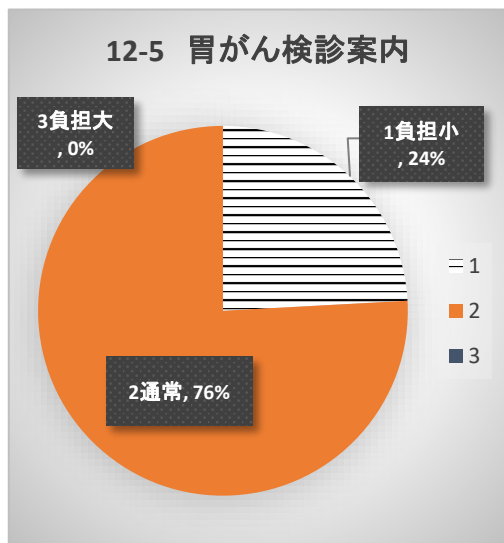
【配布・回覧・周知】 1 事務 広報付録 6 事務：必須事務 12-1～12-5、12-7、12-9

「配布・回覧・周知」については、「必須事務 12『広報ながの』の配布」に合わせて付録として各種配布物を配布していただく事務で、負担大と感じている割合は 10%であった。

配布物については、平成 22 年度当時に比べると 4 種類減っており、また「広報ながの」の発行も月 2 回から 1 回に減っている。しかし、「広報ながの」の発行が月 1 回になったことにより、1 回あたりの情報量が増え、重量が増えたと感じている住民自治協議会もある。重量が増えると、高齢化が進んだ地域においては仕分け作業や配布事務に負担がかかっていると思われる。

(1) 負担感 (択一式)





(2) 負担感 (自由記載)

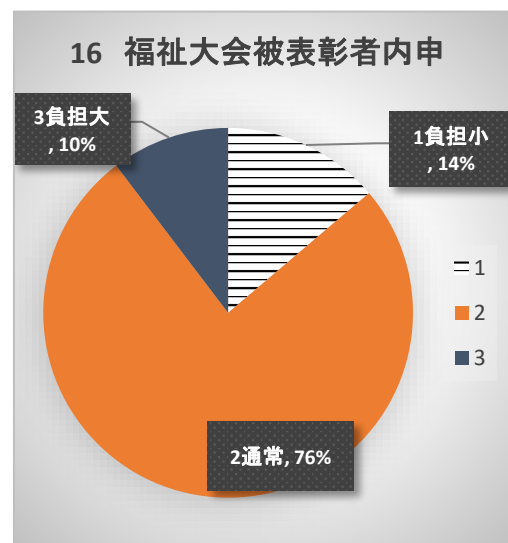
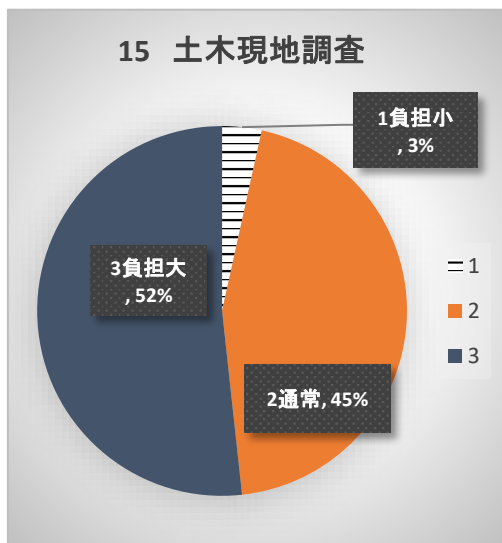
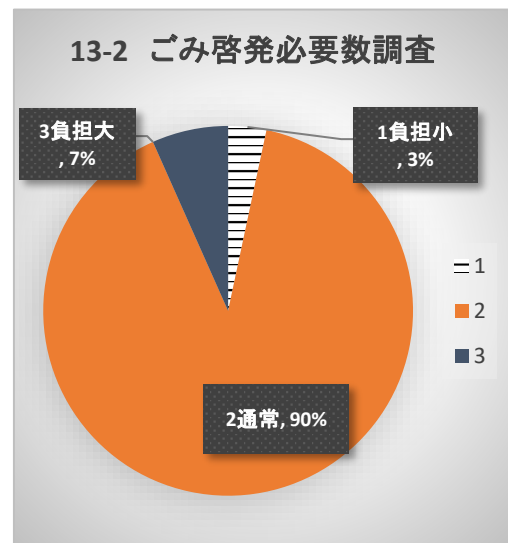
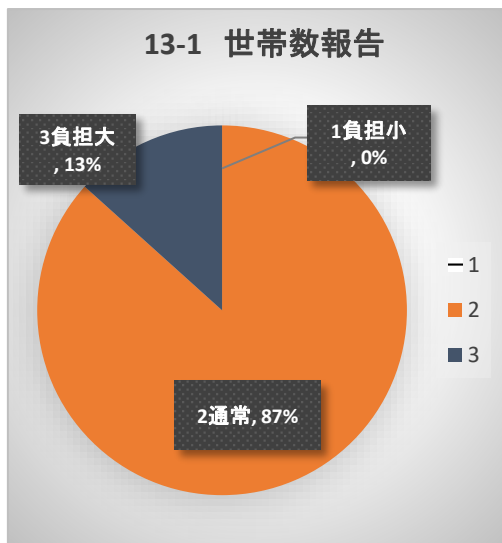
○必須事務 12「広報ながの」の配布

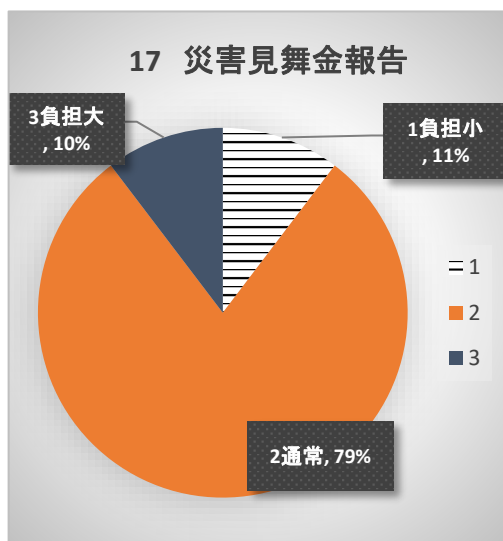
- ・毎月のことであるが、区長・常会長・班長は苦勞している
- ・年度当初は配布物が膨大な量になるので大変
- ・常会費・区費を払っていない世帯にまで配布しなければならないことに不条理を感じる
- ・配布物が多すぎる HPなどの利用を推進してできるだけ配布物を少なくすることを要望する
- ・配布物が厚く、重い 最終配布者の隣組長は、高齢の方もおり、重い配布物の配布に苦勞しているとの声がある

【調査報告】 5 事務：必須事務 13-1、13-2、15～17

「調査報告」の中で負担感の大きいものは「必須事務 15 地区内の土木要望のとりまとめ、要望書の作成及び現地調査の案内」であり、負担大と感じている割合は 52%となっている。この事務については過去の支所長会議でも地域の負担感について話題にのぼった経過がある。負担大の理由には多々ある区長の事務に加え、地元要望箇所の調整、現地調査の立会いなど短期間で事務を行わなければならないところに負担感を感じているものと思われる。

(1) 負担感 (択一式)





(2) 負担感（自由記載）

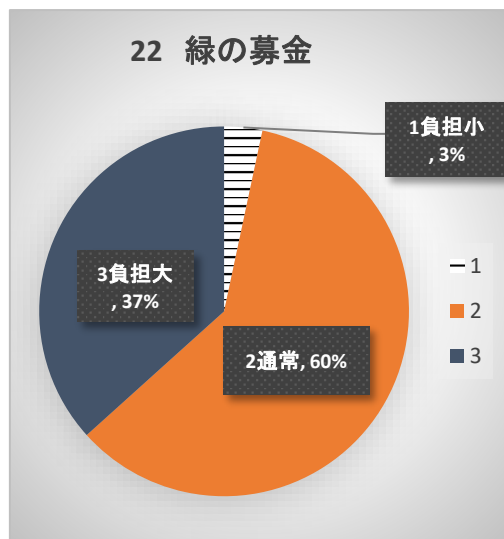
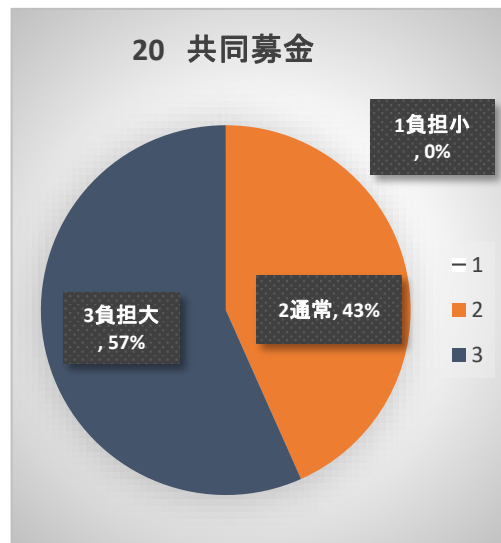
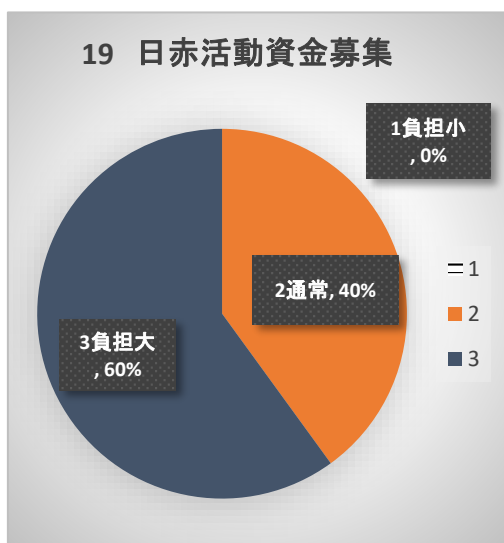
○必須事務 15 地区内の土木要望のとりまとめ、要望書の作成及び現地調査の案内

- ・ 区長が担当していて要望書の作成に苦勞している 簡素化希望
- ・ 地区内での住民要望の多さに伴い、重要性の判断・優先順位・項目等の現地確認や取りま
とめに時間を要し苦慮している
- ・ 地区のこととはいえ、土木事業要望の取りまとめは大変
- ・ 要望取りまとめは各区の重要課題であり、調整に苦慮する区もある

【募金】 3 事務：必須事務 19、20、22

「募金」の中で負担感が大きいものは「必須事務 19 日赤活動資金の募集及び取りま
とめ」であり、その割合は 60%である。この事務について負担大と回答した地区は市街地地
域、市街地周辺地域、中山間地域と地域による偏りはない。社会全体ではキャッシュレス
決済、クラウドファンディングが普及しつつある中で、募金の金額集計等の事務や、募金
は個人の自由という風潮の中で、募金目標額を設定しての実施等が住民自治協議会の負担
になっているものと考えられる。

(1) 負担感 (択一式)



(2) 負担感 (自由記載)

○ 必須事務 19 「日赤活動資金」の募集及び取りまとめ

○ 必須事務 20 「共同募金 (個別・法人募金)」の募集及び取りまとめ

○ 必須事務 21 「緑の募金」の募集及び取りまとめ

・ 高齢化が進み各区とも個別の募集でなく、区費の中に含めて徴収し、区費から支出している区が多い 区費からの徴収に異論 (募金は個人の自由意志) が出ることがある

・ 各募金に対する周知不足や、任意募金のため住民の意識の薄さが目立ち、協力や取りまとめの困難さがある

・ 日赤活動資金、赤い羽根共同募金は減少傾向 特に赤い羽根共同募金の法人への要請は実行委員会を作って実施しているが、委員の負担が大

- ・「社資募集」の集金業務に従来各区内の赤十字奉仕団が集金していたが、赤十字奉仕団が解散した区については区長が集金することになったと聞いている。この業務は赤十字が独自に行うべき業務。口座振替（引落）等を利用して回収すべき。この項目はマニュアルにも明記されていない
- ・役員は毎年変わるので、単純な集金作業となるよう事務処理の改善を要望する
- ・共同募金の領収書の発行や余った領収書の返還等、改善を要望する
- ・募金目標額は小さな事業所もカウントされるので、目標達成が難しい
- ・各区区長をはじめとする役員の年間を通し一番大変な作業となっている
- ・募金活動でありながら割り当てを付す行為は今後中止していただきたい

●必須事務全体を通して●

必須事務のうち最も負担を感じている事務は、「必須事務 02 民生委員・児童委員候補者の推薦」であった。各住民自治協議会の訴えは切実で、高齢化や定年延長により地区で適任者がいないと区長が兼務しているという実態もあった。また適任者の要件、年齢規定及び業務の内容が複雑化していることも適任者の選任を困難にしている状況もうかがえる。

民生委員・児童委員制度については国の制度で、厚生労働大臣からの委嘱であるため、制度そのものの改変は難しいが、人選方法等については研究する必要がある。

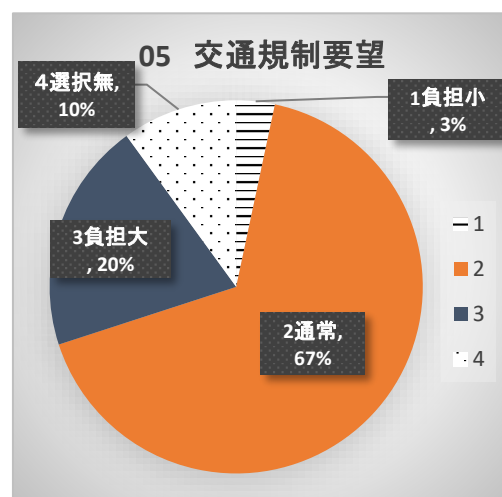
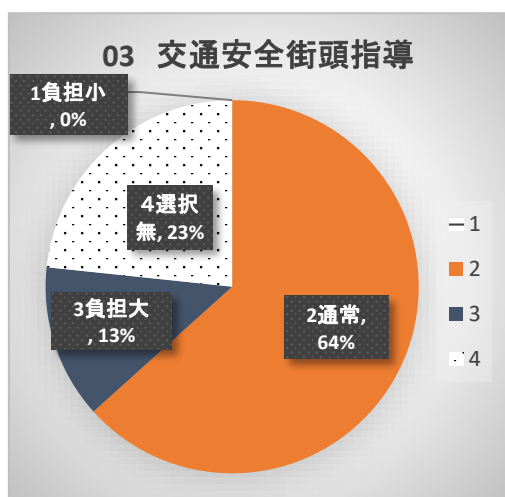
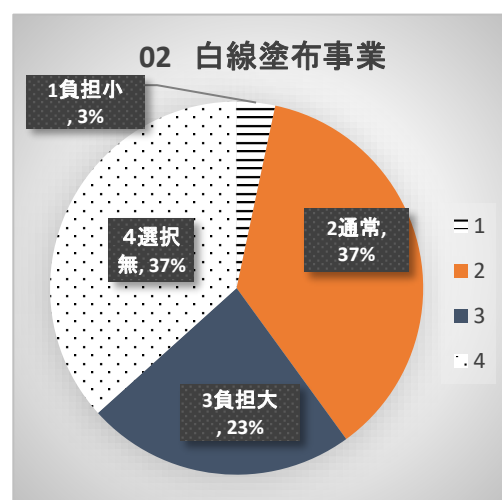
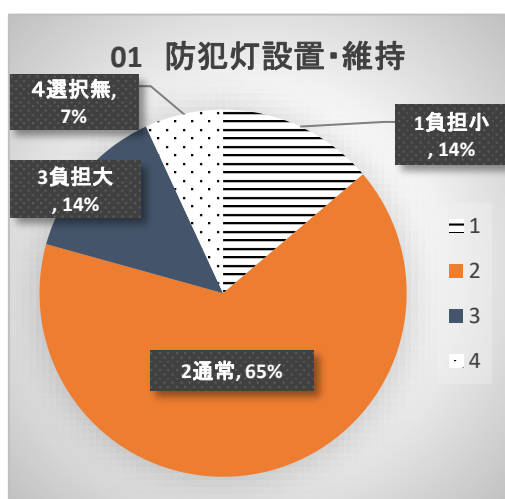
問3～4 選択事務【30事務】の現状の負担感について

選択事務は、地区の実情に応じて実施の可否・方法を含めて地区で決定していただき、地区の独自性を発揮できる事業で、現状の負担感について1負担小 2通常 3負担大 4選択無の4択で聞いた。また特に負担を感じる事務について、自由記載により聞いた。

【安心・安全に関する取り組み】4事務：選択事務01～03、05

「安心・安全に関する取り組みで」負担感が大きい事務は「選択事務02 市道への白線塗布事業」であった。またこの事務は地区では必要とせず、選択しない地区の割合も高い。作業は休日の早朝などに実施するため作業をする方が固定化していたり、白線を引いた後、ペンキが乾く前に通行した自動車などにペンキが付着し、トラブルが危惧されること等により事業を実施するに当たっての負担感が大きいものと思われる。

(1) 負担感 (択一式)



(2) 負担感 (自由記載)

○選択事務 02 市道への白線塗布事業

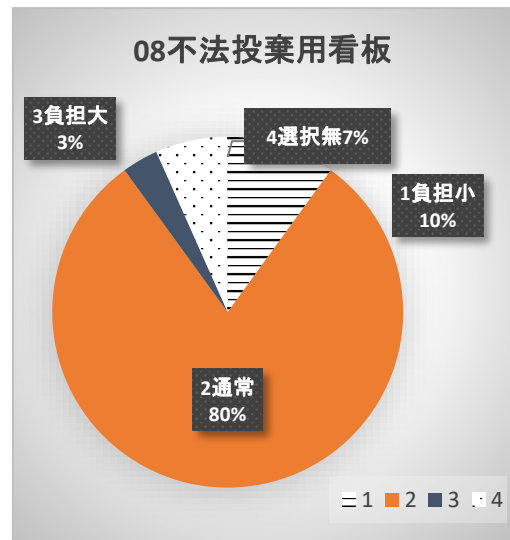
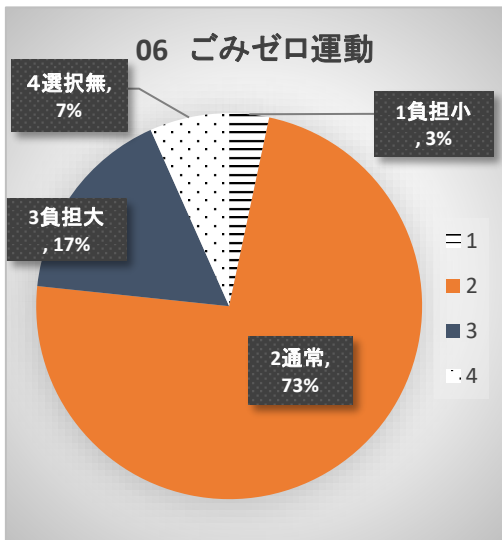
○選択事務 03 交通安全啓発街頭指導への参加協力

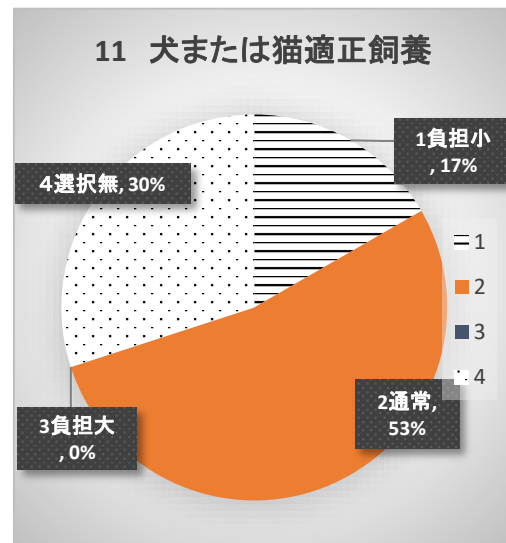
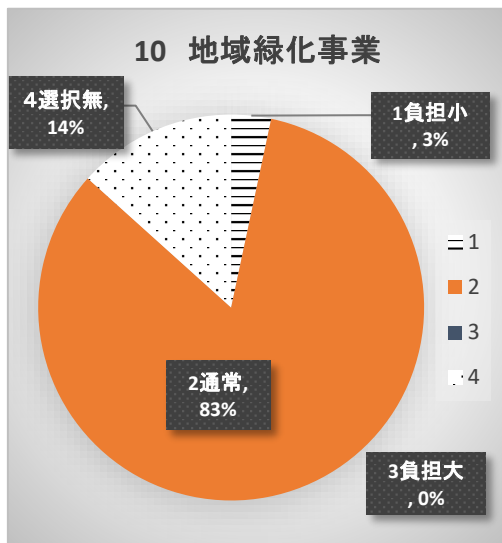
- ・白線塗布作業の安全性や人員確保が時間帯により難しく苦慮している
- ・地区の交通安全協会役員にその任をお願いしているが、高齢化により安全協会の役員を引き受けてくれる人がいない

【環境美化に関する取り組み】 4 事務：選択事務 06、08、10、11

「環境美化に関する取り組み」で負担感が大きい事務は「選択事務 06 ゴミゼロ運動 (春・秋の大掃除)」であった。事業の必要性は理解しても市民自らの問題として参加を得られないことが役員の負担となっている。

(1) 負担感 (択一式)





(2) 負担感 (自由記載)

○選択事務 06 ゴミゼロ運動 (春・秋の大掃除)

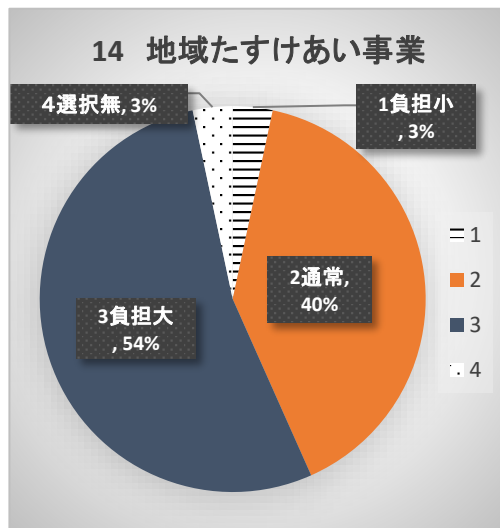
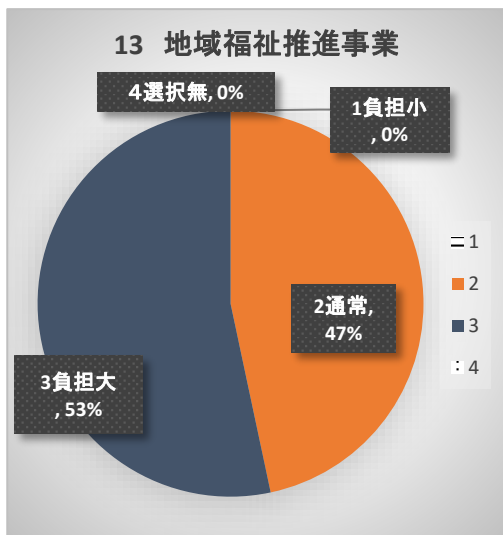
- ・参加者が減少してきているので、開催日時等を調整し実施しているが、減少傾向は止まらない
- ・人口減少、高齢化により各区とも負担が増大している 区でできないところは住自協で実施している
- ・一向になくならない不法なゴミ出しが絶えない
- ・現場の役員は大変苦勞している

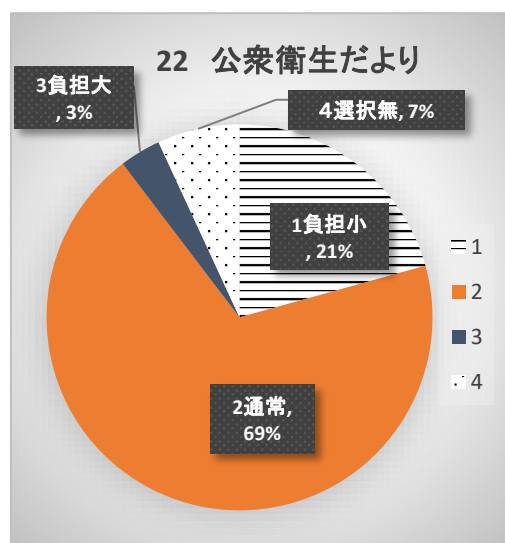
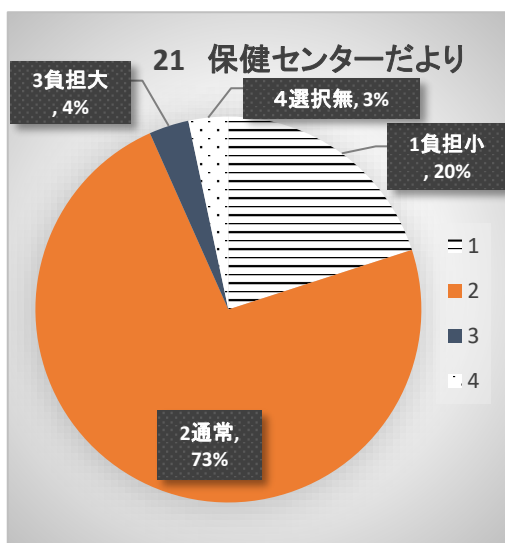
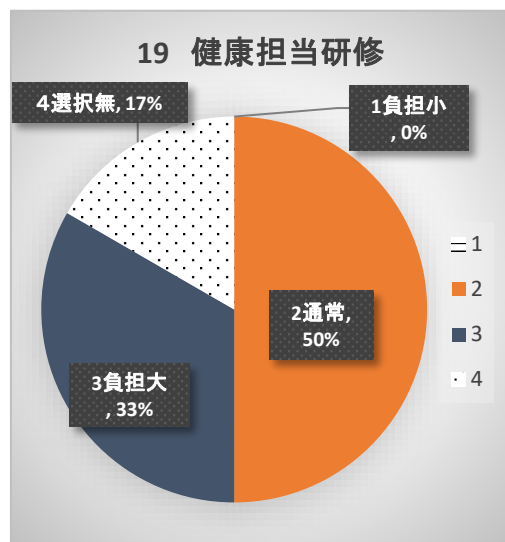
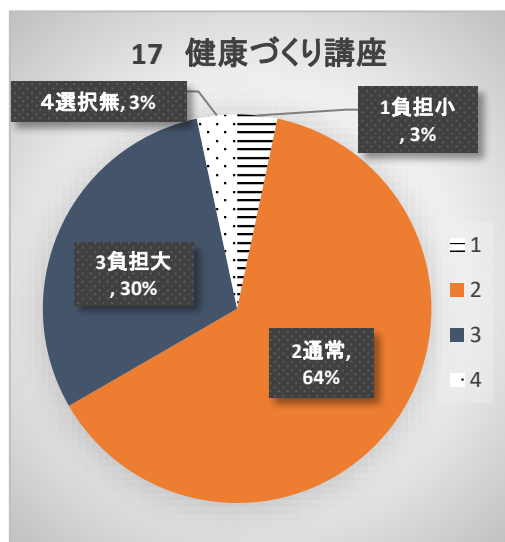
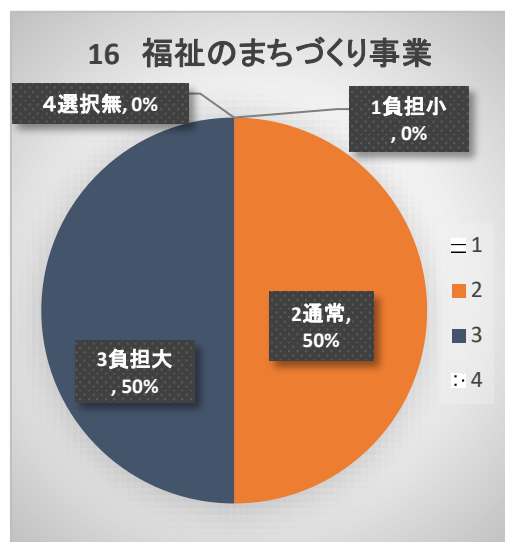
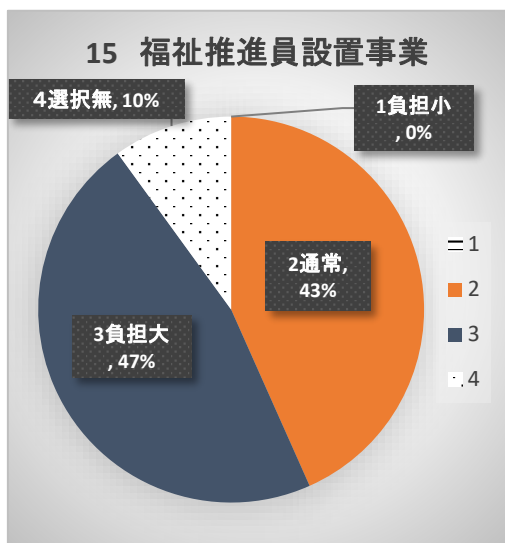
【福祉・保健に関する取り組み】 8 事務：選択事務 13～17、19、21、22

「福祉・保健に関する取り組み」では「選択事務 13 地域福祉推進事業」「選択事務 16 福祉のまちづくり事業」については回答のあったすべての地区が選択していた。選択事務 13 は地域の福祉課題等を解決するため地域福祉ワーカーを設置し、高齢者の介護予防及び生活支援体制整備など地区地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動を推進していく事業であり、選択事務 16 は地域の福祉課題に対応するため、市社会福祉協議会が交付する助成金で各種事業を実施する事業である。福祉・保健に関する取り組みについては、従来から負担が大きいとの意見があったが、今回のアンケートでも負担感が大きいとの回答が多かった。

「第三次長野市地域福祉計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 33 年度）において、住民自治協議会を地域福祉の推進基盤と位置付けている。また介護保険制度の改正に伴い、住民自治協議会雇用の地域福祉ワーカーの役割についても地域福祉だけでなく、介護保険に係る具体的な取組業務が増えた。これも福祉・保健に関する取り組みの負担感を大きくしていると思われる。

(1) 負担感 (択一式)





(2) 負担感 (自由記載)

○選択事務 13 地域福祉事業

○選択事務 14 地域たすけあい事業の実施

○選択事務 15 福祉推進員設置事業

○選択事務 16 福祉のまちづくりを進めるための実践事業

・高齢者・独居・障がい者・子供等すべての住民において重要なことであるが、今後ますます高齢化が進む中で課題が増え、担い手不足が予想される 行政のより積極的、具体的な事業への対応、指導や申請書類等の簡素化で各事業が推進するよう願う

・年々やるべき仕事が増大しており、中心的に担う福祉ワーカーの負担が大きく疲弊している

・高齢化により役員を引き受けてくれる人がいない 人材不足

・福祉活動は多岐に渡り、事務局を担当する福祉ワーカーの役割は大変である

・福祉事業に取り組んでいくためには、選択事務にある「福祉・保健に関する取り組み」の事業を積極的に行っていく必要があるが、事業に係る助成金などの申請手続き、実績報告書などの事務が煩雑で手が掛かる

・報告書等の作成に係る事務負担が多すぎる

・報告書をまとめそれに対するリターンがほとんどなく、事務のための事務になっている

・福祉関係では、福祉ワーカーに事業が集中して大変である

・充実のためにはさらなる人員の配置が必要

・健康体操、お茶のみサロン等事業が拡大し負担が増加

・70歳すぎまで就労しているため福祉自動車の運転手の確保に苦慮している

・介護政策の変更により、今まで行政で実施していた介護予防事業がどんどん地域に移管されてきた これにより福祉ワーカー(生活支援コーディネーター)の仕事がさらに増え、給与だけでなく事業費も増えている

・福祉ワーカーの補助金は増えず、地域福祉活動事業の補助金は減らされている

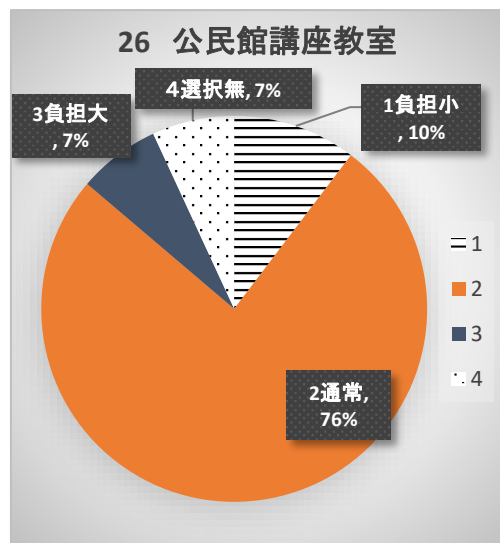
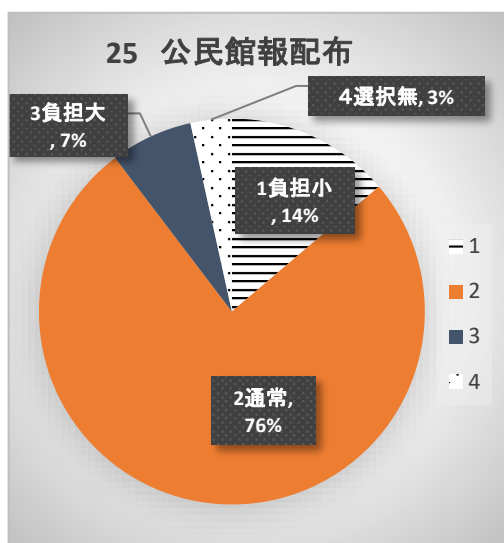
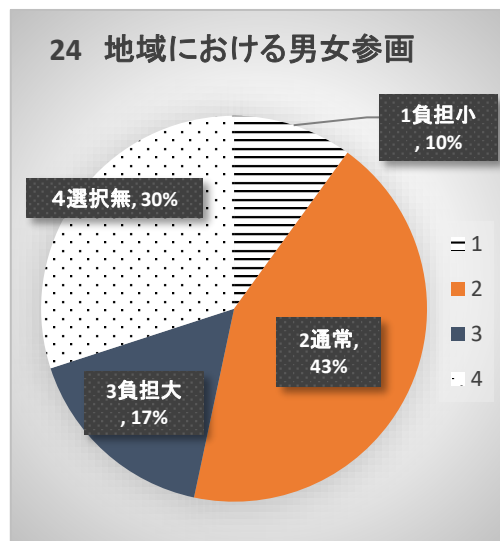
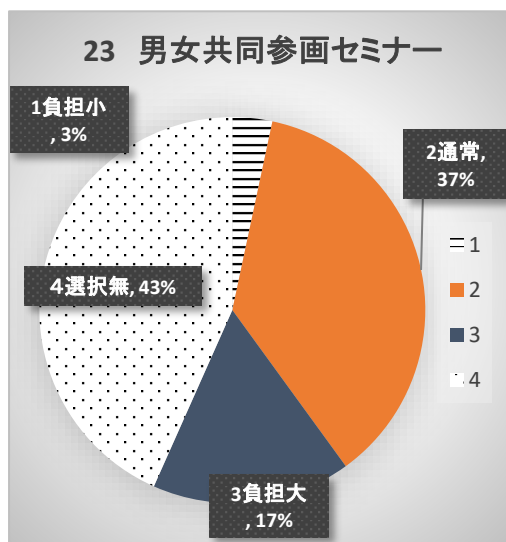
・当地区の福祉推進活動は他地区より盛んであるが、福祉推進委員の負担は大きい 役員のなり手不足があり、事業を見直したいが、年配者の反対が多く福祉事業に苦慮している

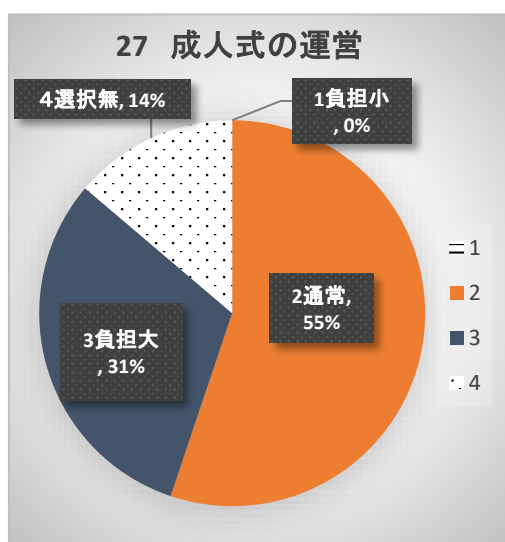
・予算が十分充てられておらず、住自協として対応すること自体困難な状況

【教育・文化に関する取り組み】 5 事務：選択事務 23～27

「教育・文化に関する取り組み」では、「選択事務 27 成人式の運営」についての事務について負担感を感じている地区の割合が高く、選択していない地区もあるが、その多くが市街地地域、市街地周辺地域であった。成人式式典は市立公民館で行っているが、地域により開催方法が異なり、住民自治協議会の関わり方も一律ではない。人口規模の比較的大きい地区では負担感が大きいものと思われる。

(1) 負担感 (択一式)





(2) 負担感 (自由記載)

○選択事務 23 男女共同参画セミナーの開催

○選択事務 24 地域における男女共同参画の推進

○選択事務 27 成人式の運営

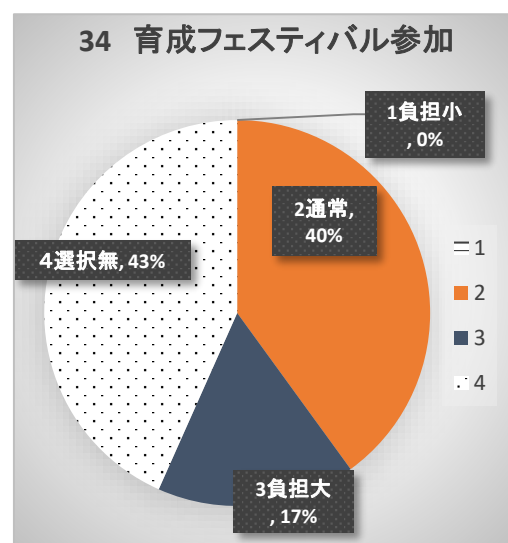
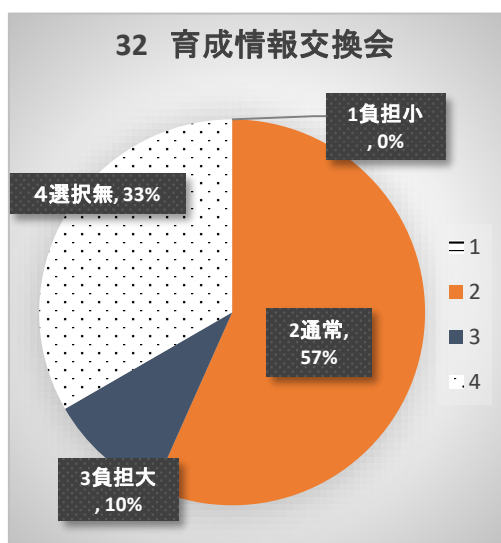
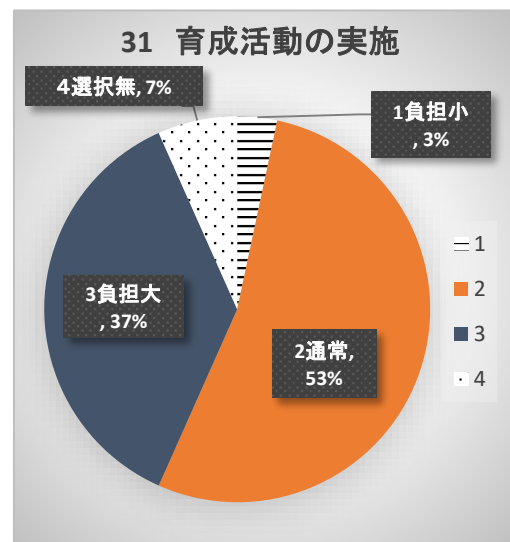
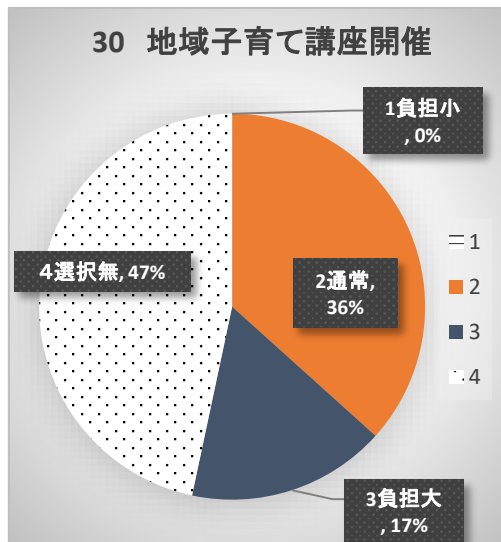
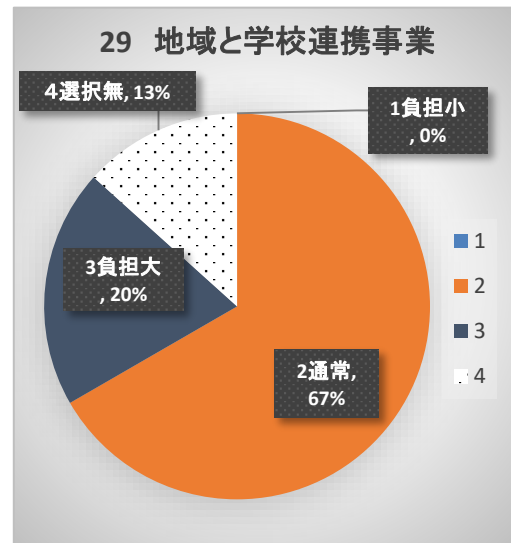
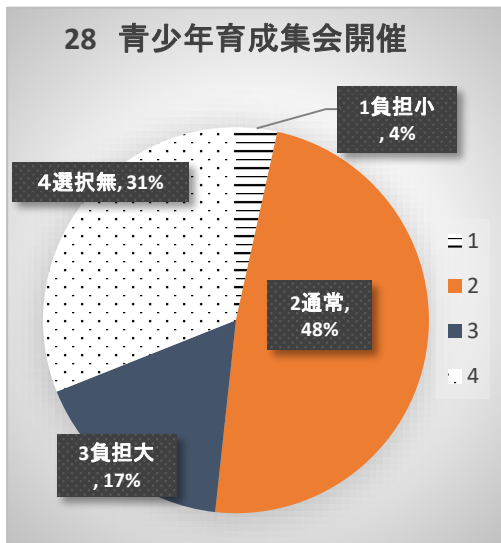
- ・ 様々な企画をしているが、積極的に地域活動に参画してくれる女性に結びつかない
- ・ 成人式の運営では、個人情報等で対象者の把握が難しいことがあり、当日二十歳未満の参加者もいるため運営面での配慮が必要
- ・ 成人式運営のスタッフが少ない
- ・ 新成人の減少で運営が困難

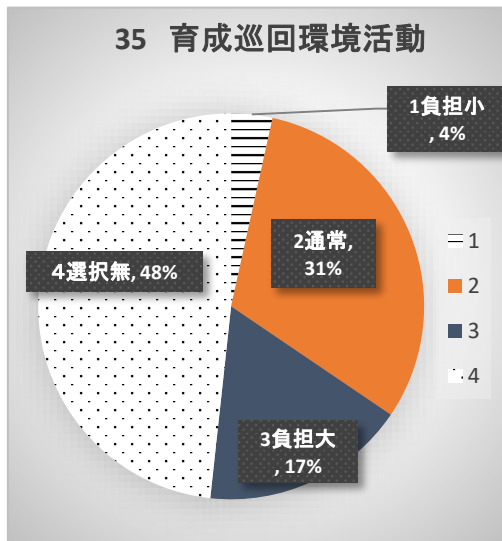
【青少年に関する取り組み】 7 事務：選択事務 28～32、34、35

「青少年健全育成に関する取り組み」で負担感が大きいと感じている事務は「選択事務 31 地区における育成会活動の実施」であった。この事務は地区内の子供たちが、自然・社会・文化・スポーツなどの体験活動等を通じて異年齢の子供たちとの交流を体験することにより、自分で考え、判断し、行動する力、豊かな心、体力や気力等、生きる力を身に着けることを目的としている事業である。

子供たちの記憶にはイベントや交流体験の楽しい記憶が刻まれると思われるが、それを企画・運営する住民自治協議会にとっては、学校行事との日程調整や子供たちの安全、費用などそれ相応の準備が必要となってくるため負担感が大きくなるものと思われる。

(1) 負担感 (択一式)





(2) 負担感 (自由記載)

○選択事務 28 青少年健全育成集会等の開催

○選択事務 29 地域と学校の連携事業

・地域と学校の連携事業では、学校の企画・要望等に地域連携コーディネーターが中心に事業を実施し効果を上げているが、住民・組織によっては学校側に負担になる場合もあり協力の仕方等での問題も生じている

・地区の少子化により、会議・活動等が難しい

・住自協として学校へは協力している

・少子化により、単独開催では人数が集まらないので、学校と PTA と協力して平日学校で開催している 学校に協力を得ないと住民自治協議会単独での開催は無理

・出席者の確保が困難

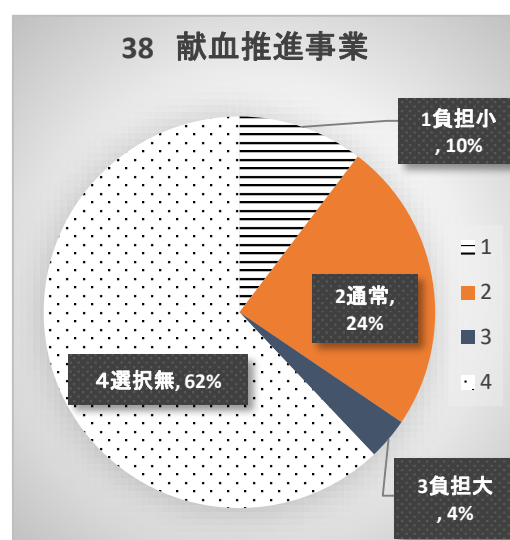
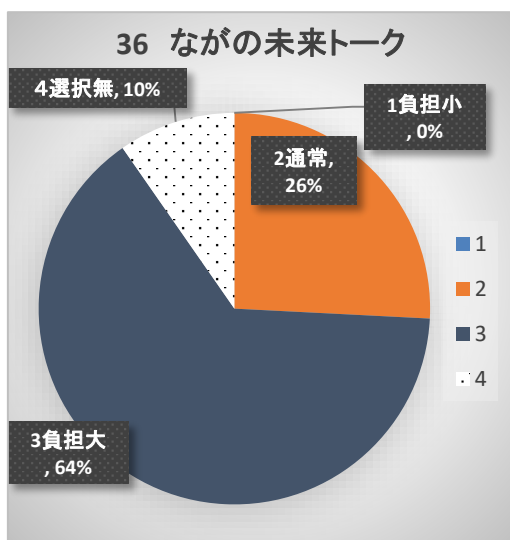
・学校との連携事業を積極的に行っているが、学校側の引継等が不十分

・教育委員会の住自協に対する認識が甘く、現場実態に即した形で学校(先生側)へのフォローが必要

【その他の取り組み】 2 事務：選択事務 36、38

「その他の取り組み」で負担感が大きいと感じている事務は「選択事務 36 ながの未来トーク」であり、64%の住民自治協議会が負担大と感じていた。この事務は、市内 32 地区と市（市長等）が地域の身近な課題などについて意見交換する市民会議を、各地区で開催していただく事務である。選択事務ではあるが、概ね 2 年に一度の開催を市が要請しており、主催者として住民自治協議会は会議の形式から議題の選定、出席者への配慮、当日の進行など一連の事務に対して地区の負担感が大きいと感じているものと思われる。

(1) 負担感（択一式）



(2) 負担感（自由記載）

○選択事務 36 「ながの未来トーク」の開催

- ・事前打ち合わせが緻密で時間がとられる
- ・議会对应的な答弁でなくもっとフランクにしたらどうか
- ・「センター建替え」を要望し、いつも蹴られている 区長を中心に時間をかけ、資料を作り虚しさだけが残る
- ・2年に1回ある年の区長さんたちは他の仕事がおろそかになる 本当に必要かと思う
- ・「ながの未来トーク」はマンネリ化 廃止の方向で見直されたい
- ・テーマ決定に頭を悩ます
- ・選択事務にも関わらず、2年に1回の開催がほぼ義務付けられている 選択事務として継続するのであれば「2年に1回」という縛りをなくし、地区の選択に任せるべき

●選択事務全体を通して●

選択事務のうち各住民自治協議会が特に負担を感じている事務について、選択事務 13 から選択事務 16 の福祉に関する事務であった。福祉の負担感については住民自治協議会への訪問などの折に触れて多くの地区から意見として出ているが、今回のアンケートでも同様の結果となった。負担感については地域の担い手不足による負担感、地域福祉ワーカーの負担感、予算不足等に大別できる。

地域の担い手不足については、地域での人材が定年延長などにより 65 歳を過ぎても就労している状況でその担い手が確保できないなど市街地地域、中山間地域とも同じ悩みを抱えている状況がうかがえる。

地域福祉ワーカーの負担については、地域の人材不足により地域福祉ワーカーへの協力者が少なく負担が増しているもの、介護保険制度の改正により地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が加わり専門性が増し負担になっているもの、福祉関係の補助金申請など市へ提出する書類の作成など事務作業に負担がかかっているものなどがある。

予算不足については、福祉に係る補助金には上限があるため活動を活発にすればするほど持ちだしが多くなる状況となっている。

福祉をはじめとした各選択事務については、その必要性を検証したうえで、人材の確保に向けた取り組みを市においても共に検討するとともに、個々の事業での負担感を少しでも解消するよう事務処理方法や提出書類の見直しを行い、その負担感の払拭に努めていかねばならないと考える。

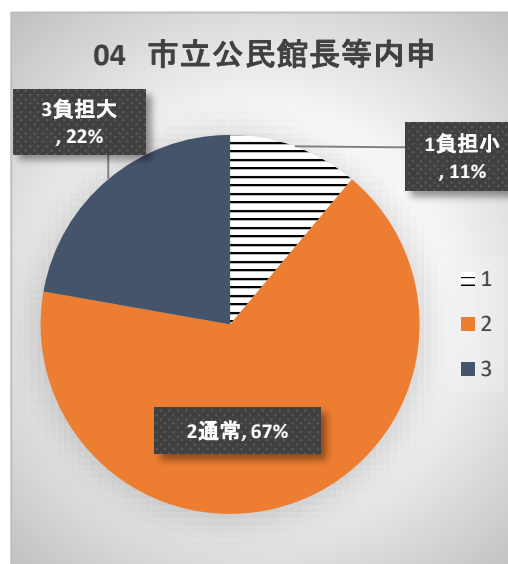
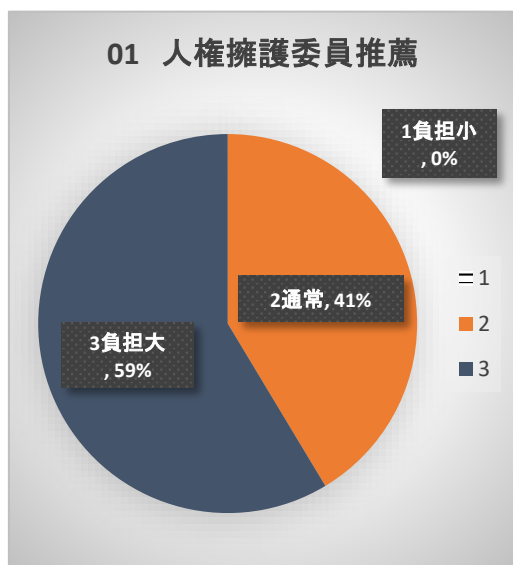
問5～6 地区個別・臨時的に相談させていただく委員推薦等一覧（必須・選択事務を除く） 【13件】

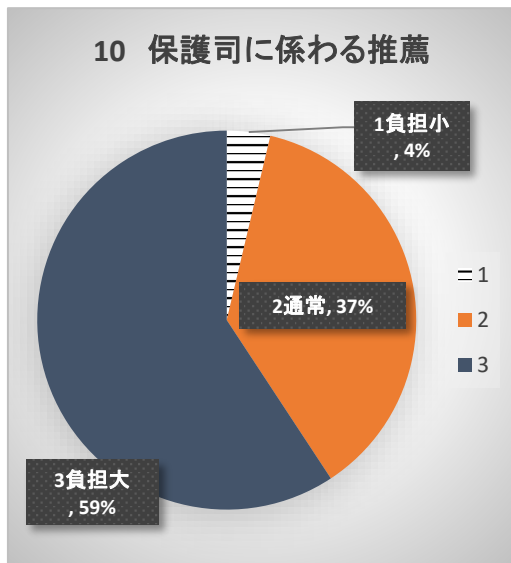
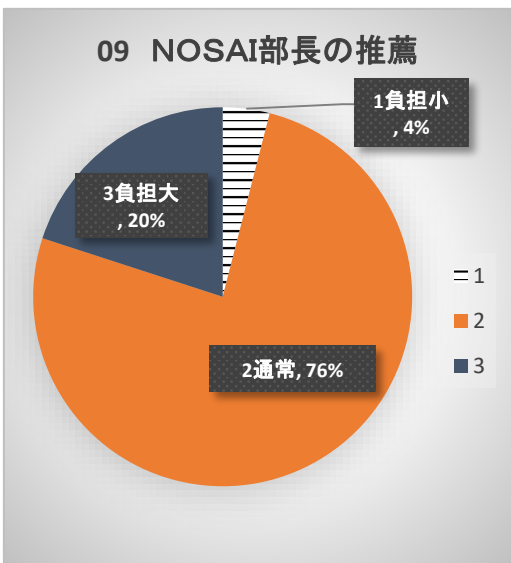
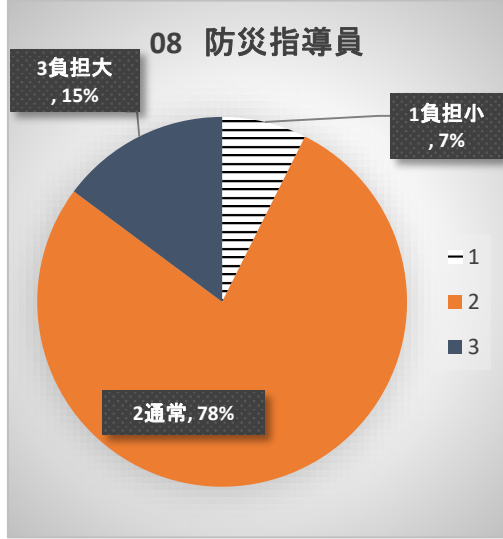
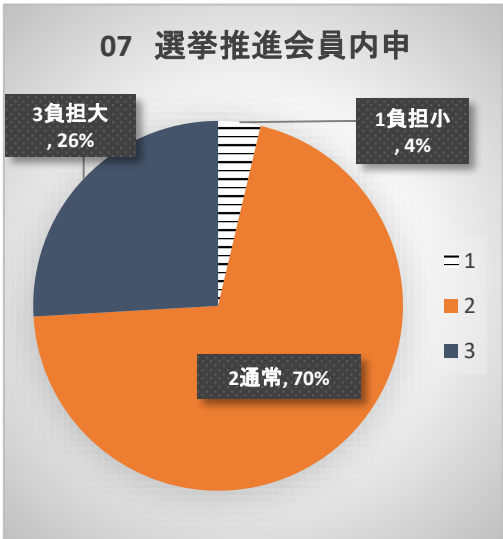
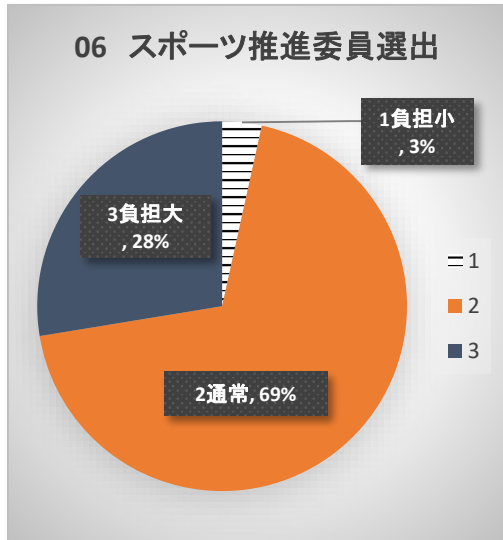
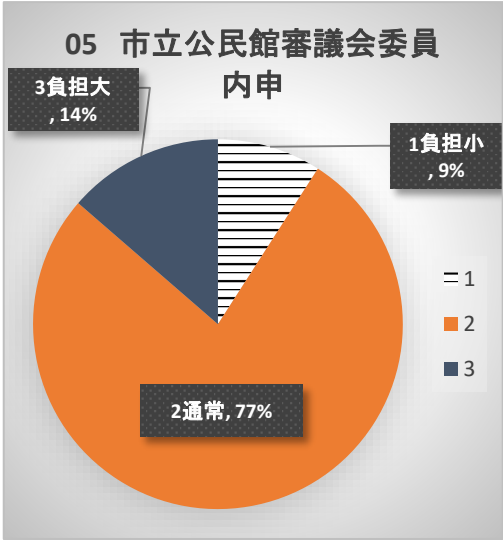
地区へ個別に委員推薦を依頼している事務について現状の負担感について、1 負担小 2 通常 3 負担大の3択で聞いた。また特に負担に感じている事務について自由記載により聞いた。

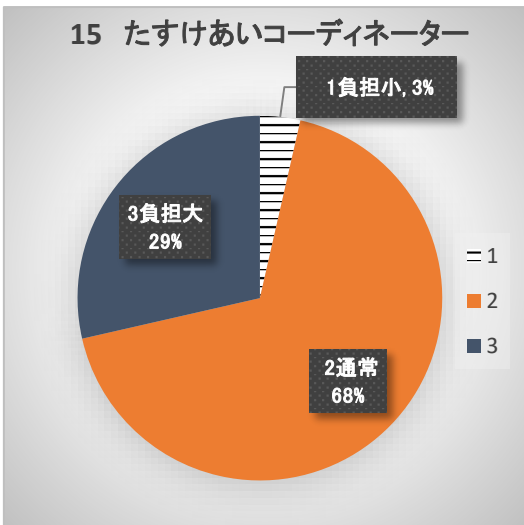
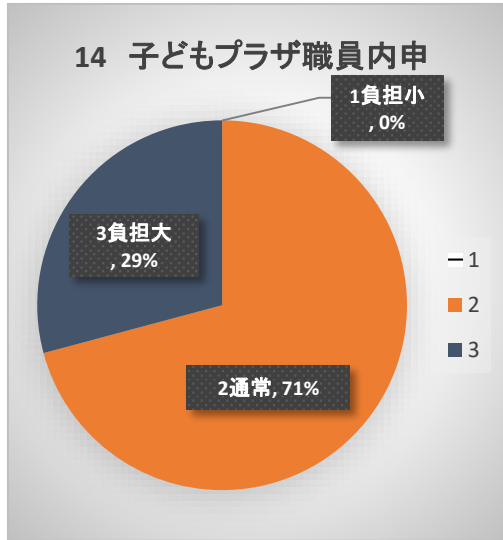
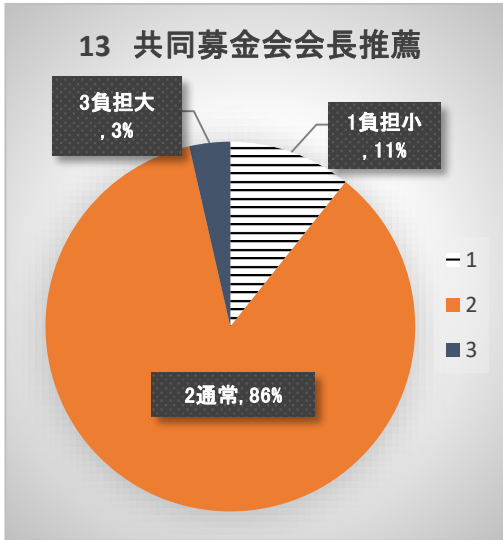
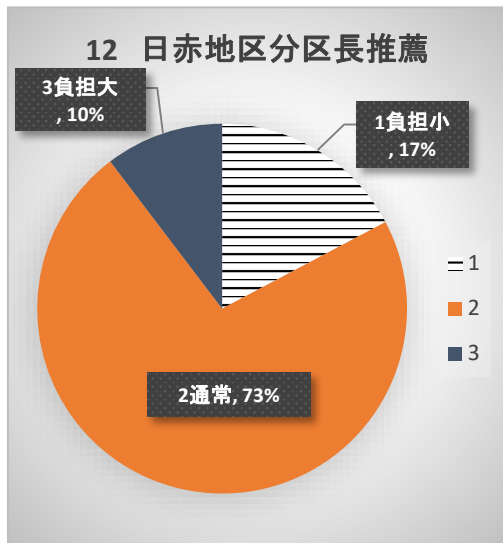
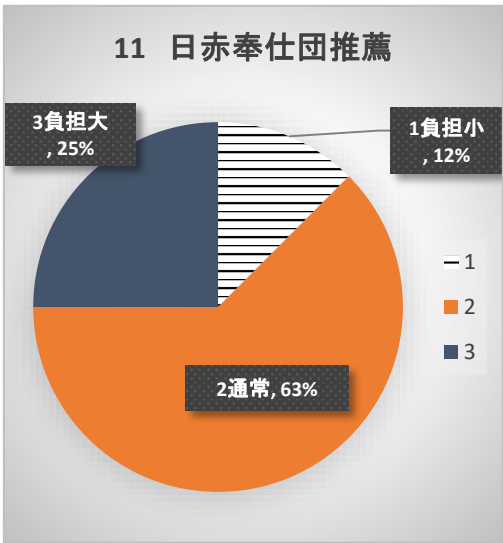
この事務は、住民自治協議会設立以前から区長会などを通じ、法律や条例に基づき選出が必要な各種委員等について、引き続き住民自治協議会から委員の推薦をお願いする事務である。この事務で負担感が大きいと感じている事務は、「01 人権擁護委員候補者の推薦」と「10 保護司に係る地区内申委員会または保護司候補者検討協議会委員の推薦」であった。

どちらの委員推薦も法律（人権擁護委員法、保護司法）に基づき委員定数が決められているもので、法務大臣から委嘱される委員で、長野市にも委員候補の推薦依頼があるものである。長野市では住民自治協議会へ推薦依頼をすることにより、適任候補者の選出が見込めると考えている。しかしこの推薦依頼についても、近年の少子高齢化や定年延長などから「適任者が見つからない。」「高齢化でなり手がいない。」など負担感が大きいと感じている地区が半数以上を占めていた。またこれらの委員は職務の特殊性からも適任者の選出に大きな負担感があると思われる。

（1）負担感（択一式）







(2) 負担感 (自由記載)

○個別・臨時 01 人権擁護委員候補者の推薦

- ・適任者を探し出すことが困難
- ・住自協への推薦依頼が遅い
- ・高齢化により、適任者が少ない
- ・推薦条件に該当する人を見つけることが難しい
- ・条件に該当する方の情報があると助かる

○個別・臨時 05 長野市立公民館運営審議会委員の内申

- ・委員の必要性に疑問

○個別・臨時 06 スポーツ推進委員の選出

- ・地区内ではやったことがある人がほとんどで、高齢化も進み人材が不足している
- ・地区内人口が少なく、高齢化が進んでいる地区ではなり手がなく、選出には大変な苦勞を伴う
- ・当地区には小中学校が1校もなく、必然的に子供の数も少ないため、地区内でスポーツ事業を行うだけの人材が極端に少ない中で、3名のスポーツ推進員(うち1名は女性が好ましい)の選出は住自協事業の中でも屈指の困難さを伴うものになっている

○個別・臨時 10 保護司に係る地区内申委員会または保護司候補者検討協議会委員の推薦

- ・適任者を探し出すことが難しい
- ・高齢化により適任者がいない
- ・保護司の選任は業務の特殊性から困難

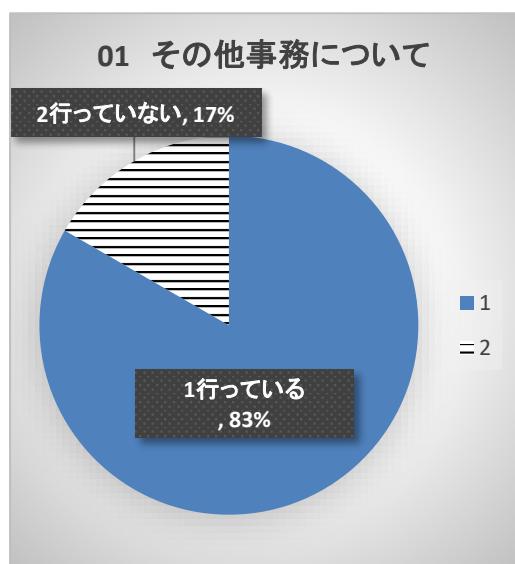
○その他自由記載

- ・人口減少、高齢化で担い手が少なくなっているため委員等の人選が負担になっている
- ・全体的に人がいない 今後ますます大変になりそう
- ・70歳近くまで働いており、仕事を理由に断られるケースが増えている
- ・昔ほど、「あなたに言われたからやる」という地域のきずながなくなってきている
- ・地区役員がなり手不足の中で、長野市が関係する組織の様々な委員候補者の推薦を求められても候補者が見つからない
- ・住民自治協議会だけでなく選出する各区も候補者に苦勞している

問7 必須・選択事務でない「その他事務」について

必須・選択事務ではない「その他事務」について1 その他事務を行っている 2 その他事務は行っていない の2択で聞いた。

「その他事務を行っていない」と回答のあった地区は5地区あった。ただ、その他の設問や毎年の提出書類等から推察すると、ほぼすべての地区で、必須・選択事務以外の地区独自の事業を行っていた。今回集計は省いているが、各地区ともその地域の特性に応じた地区の自主活動を行っている。



Ⅱ 労務管理

住民自治協議会の事務局体制について、平成 26 年度に照会を行っているので、その際の照会内容に合わせて現在の事務局体制について聞いた。

問 10～12 住民自治協議会の事務局体制（事務局長・事務局職員）について

（1）事務局職員構成人数（事務局長含む）

第一	第二	第三	第四	第五	芹田	古牧	三輪
3	4	4	2	4	6	5	4
吉田	古里	柳原	浅川	大豆島	朝陽	若槻	長沼
5	5	3	5	5	5	4	—
安茂里	小田切	芋井	篠ノ井	松代	若穂	川中島	更北
5	4	5	6	6	5	6	5
七二会	信更	豊野	戸隠	鬼無里	大岡	信州新町	中条
6	5	—	4	3	5	3	5

事務局職員の構成人数について、事務局職員数 6 名が最大であったが、事務局長を含め 6 名という地区が 5 地区あった。

（2）平成 31 年 4 月現在、事務局長平均年齢

67.5 歳

事務局長の平均年齢は回答のあった地区で 67.5 歳（平成 31 年 4 月 1 日現在）であった。また事務局長の在職年数について、一番長い方で 8 年（令和元年 10 月現在）であった。

（3）事務局次長を配置している事務局

8 地区

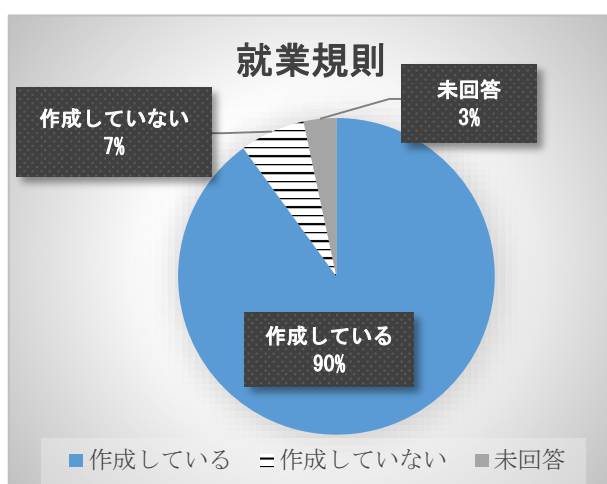
平成 26 年当時に次長職を設けていた事務局が 4 地区であったのに対し、今回のアンケートで次長職を設けていると回答があった地区は 8 地区に増えていた。

問 13 住民自治協議会事務局の労務管理について

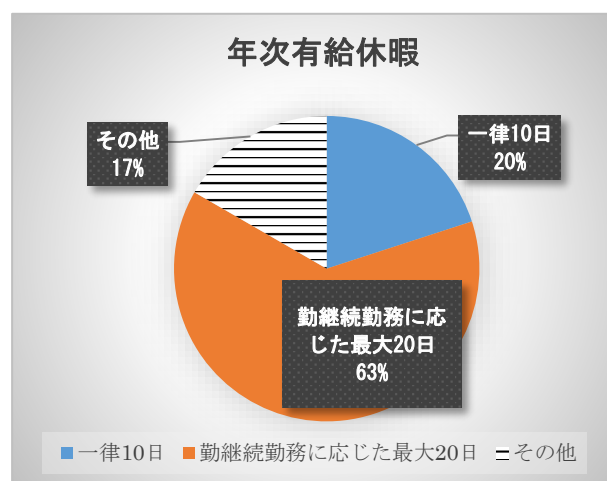
令和元年9月に社会保険労務士を講師に招き、労務管理について事務局職員研修会を実施した。その研修会の内容を踏まえ事務局の労務管理について該当するものに○を付けてもらう方式で聞いた。

住民自治協議会事務局は労働基準法などの労働法規が適用になってくるが、住民自治協議会設立当初は想定していなかった 36 協定まで締結している事務局が 17%、5 地区あった。

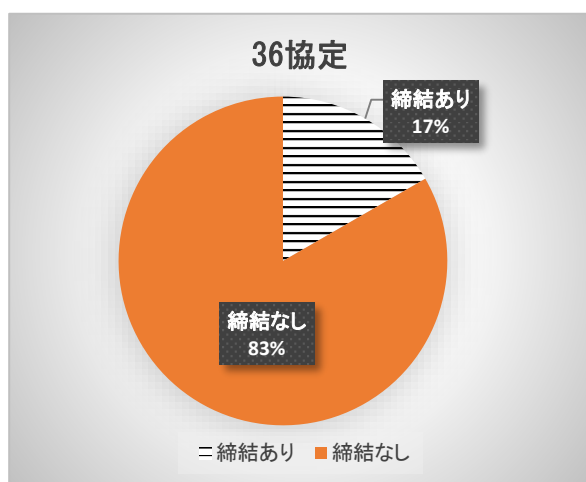
就業規則の作成について



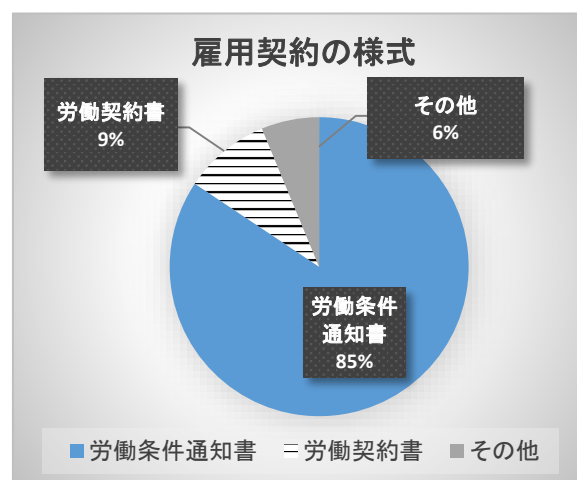
年次有給休暇の日数について



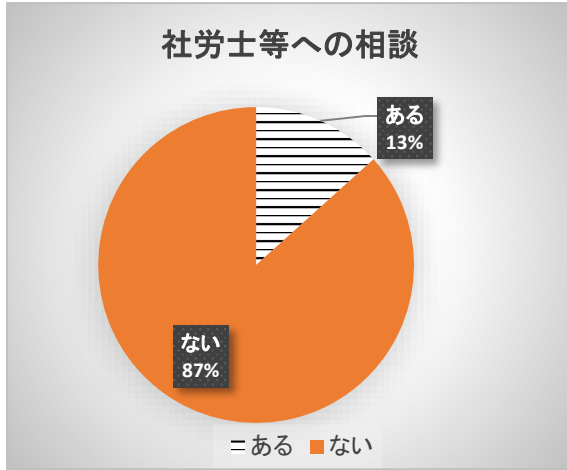
36 協定の締結について



雇用契約の様式



社労士等専門家への相談



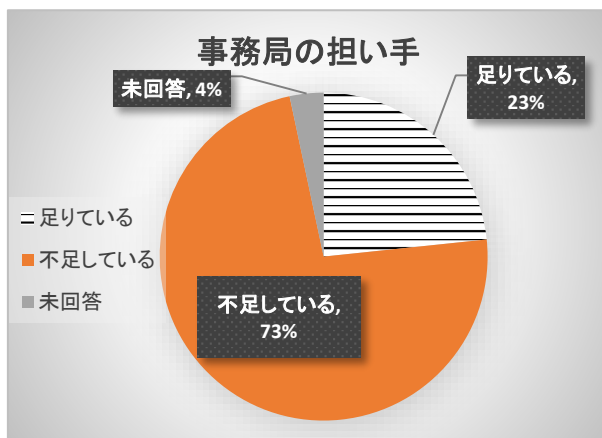
問 14 住民自治協議会における事務局職員の担い手について

該当するものに○を付けてもらう方式で聞いた

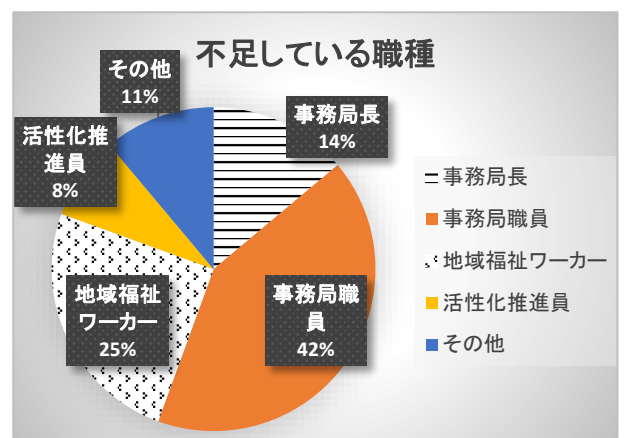
事務局職員の担い手について、不足していると回答のあった割合は 73%であった。そのうち不足している職員の職種について、複数回答で聞いたが一番多かったのが、事務局の実務を担う事務局職員、次が地域福祉ワーカーであった。

担い手不足の理由として一番多い理由が「賃金が安い」ということであった。

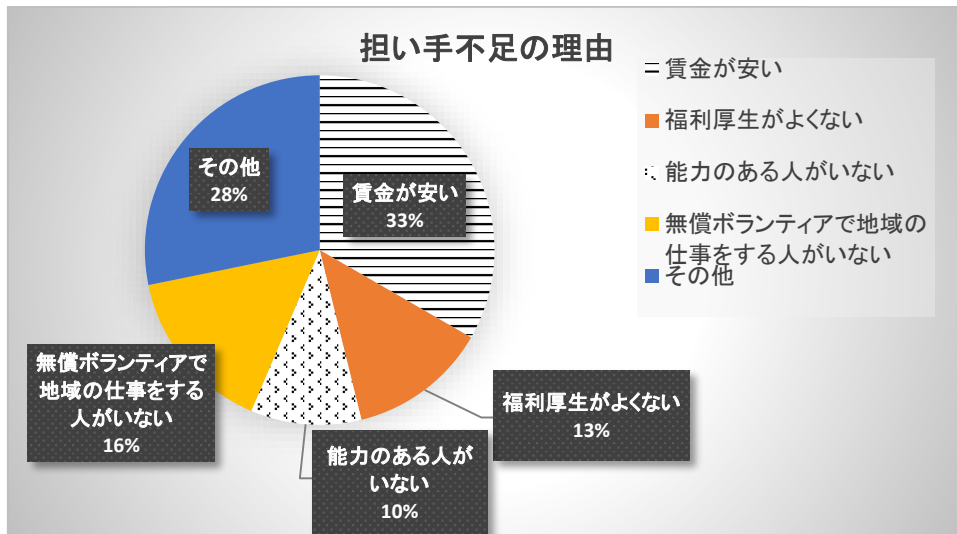
事務局職員の担い手について



不足している事務局職員の職種（複数回答）



担い手不足の理由（複数回答）



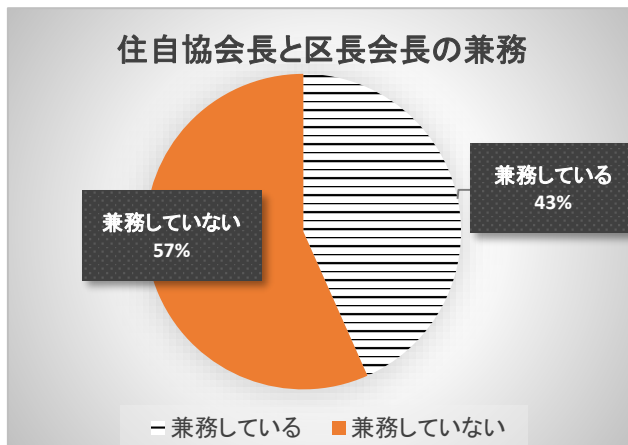
問 15 住民自治協議会における役員について

該当するものに○を付けてもらう方法で聞いた。

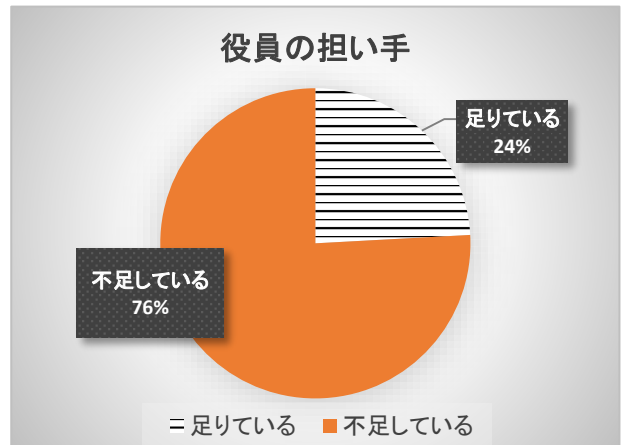
住民自治協議会の会長と区長会長の兼務について聞いた質問では、会長と区長会長の兼務している割合は 43%であった。

役員の手配については足りているか、不足しているか聞いたところ、不足しているという回答の割合が 76%あった。その理由として考えられる理由を複数回答で聞いたところ、「高齢化」が一番多く、次に「住民意識、ライフスタイルの変化」との回答が続いた。

住自協会長と区長会長の兼務について



役員の手配について



問 16 住民自治協議会における役員や事務局職員の担い手不足について日頃感じていること（自由記載より）

- ・役員がボランティアで活動しており、事務局のみが有償のため事務のほとんどを事務局が負うことになり負担が大きい
- ・住自協の役員をしている区長は、ほとんどボランティア
- ・事務局長及び職員も安い給与で働いている、時給を上げたいが補助金不足
- ・役員については担い手不足、あるいは経験者登用等で事業のマンネリ化が起りやすい
- ・社会構造が変化し、定年後も働かなければ生活ができない時代になり、地域の活動などに協力者が少なくなっている
- ・住自協が担う業務が多く、特に福祉関係の事業の負担が大きく、地域の課題は地域で解決するのが理想であるが、資源（人・モノ・お金）がない地域にとっては役員の担い手不足も重なり、ますます地域での課題解決に向けた独自の取り組みは難しくなっている
- ・地域の活動に理解、協力をしてくれる者をどのように確保していくかが課題
- ・自治会業務が多くて大変だというイメージがあり、負担感から敬遠する者が多いのではないか
- ・住民自治協議会への参加、事務に対する対応について理解不足の傾向にある
- ・役員の後継者探しに苦勞する
- ・やるが多すぎる、責任が重い、やって当たり前、これらのことが役員をお願いしても引き受けてもらえない一因でもあり、まさに悪循環が現状
- ・事務局職員はフルタイムとし、職員の手当は市よりの補助金で賄えば担い手不足は解消されるのではないか
- ・会長は区長会長と兼務しているため、一人に責務が集中しているため手がない
- ・セキュリティやシステムなどに関して専門的な知識を持つ者が必要になる場合があるが、経費も人的なあてもないのが現状
- ・具体的な情報管理やネットワークの構築を他に依頼する予算もスキルもない中での運営を各住自協が強いられている
- ・長野市は住自協に丸投げした業務は何ら協働の意識が乏しい
- ・賃金や福利厚生に関しての格差が多すぎる
- ・指定管理している住自協には、公民館職員と同一賃金を支払える交付金を支給願いたい
- ・活動計画があっても、実働部隊が不足して計画実行が鈍くなってしまう
- ・後継者としての人選に苦慮する
- ・会議などを平日に実施しているため、勤めている人が役員に就くことは難しい
- ・少子高齢化の進行や独居高齢者の増加など、地区内が変化しており役員の担い手不足が大きな課題になっている
- ・役員や各部会長は、住自協の事業の推進役となるので（報酬）金額を上げたいところである

- ・人口減少、高齢化でなり手がいない
- ・職務の内容が多すぎる
- ・各部会が自立していないので、会議内容、資料、会議進行全てにおいて事務局主導となっており事業を行えば行うほど事務局の負担が増える
- ・参加者が少ないことを理由に事業を減らせば地区の皆さんが一堂に会する機会を減らし、地域が衰退すると感じている方々もいる
- ・世帯数もかなり減少してきており、若者世帯も市街地へと出て行ってしまう傾向にある

問 18 住民自治協議会における事務局職員の労務管理や事務局の運営面で日頃感じていること（自由記載より）

- ・事務局長も自分の後継者を自分で探している
- ・誰でも事務局の仕事ができるようどんな細かなこともマニュアル化している
- ・住自協職員又は経験者を市の職員に採用して住自協と市の担当課の調整をしてほしい
- ・市職員や民間企業と同じ労務管理をするのは無理
- ・新しいイベントでは役員と事務局員の業務分担が明確でなく、すべての事務局員が受け持つべきという認識の役員がおり、イベントが重なるときなど事務局員の疲弊度が高い
- ・住民自治協議会が行う業務は年々複雑になり、求められるものも多くなってきている
その中で業務を行っていくためには事務局職員の育成と専門化が必要であるが、住民自治協議会が育成していくための能力、時間と研修の機会がない
- ・事務局に関する諸問題（労務管理、会計、事務局運営、部会との関係等）について、他の住民自治協議会や市との意見交換を行う場を定期的に設けたらどうか
- ・労務管理、会計、社会保険等の専門家を講師とした研修を定期的実施してほしい
- ・住民自治協議会は組織としての形態は保持しているが、特に災害時における各区の自主防災会組織への権限規程がないため、自主判断で対応せざるを得ないケースがある（どこまでできるか、やれるか疑問がある）
- ・開かれた住民自治協議会として事務局職員が精力的に事務局運営に携わり、各部会・委員会委員等が事務局を気軽に訪れ情報の共有化を図っているが、一般住民と事務局の関りが薄いと思われる
- ・事務局少人数のため、人間関係が重要
- ・労務改善や後継者育成を考え、令和元年4月から事務局次長制を採用した、勤務時間は、管理費（人件費）には制限があるので、そこから逆算して決めそれぞれ週3日4時間勤務で空白の日がないよう重複を避けた勤務形態にした
- ・業務も事務局長と事務局次長で分担しているが、急な会議や夜の会議、土日イベント等があり定型通りにいかず勤務時間や人件費を調整しているのが実態
- ・住民自治協議会は市や企業のようなしっかりした組織ではなく、軟弱な組織であることを再認識していただきたい

- ・住自協に期待するなら市からの中堅職員の派遣、若手を雇用できる補助金等対策を講じてほしい
- ・現在地域福祉ワーカーが一人、本来のワーカーの仕事や資料作成、研修会等段取りを考慮すると福祉ワーカー二人体制が望ましい
- ・事務局長は現在 3.5 時間勤務だが、不在の時間をなくすべくサービス時間が多い、事務局長人件費の増額を希望する
- ・少子高齢化などの課題に精通し、取りまとめる企画力、事務処理能力、勤怠管理などの管理職としての能力などを兼ね備え、一部ボランティアでやってくれる人を 120 万円で見つけることは至難の業 それもあるのではなかなかやめられない
- ・支所職員が一人減らされ、市がやっていた仕事が住自協に丸投げされた、仕事量は減るところか事務局長を引き受けた時より確実に増えている
- ・事務局長、事務局職員の人件費を上げていただき、事務局次長を置き相談しながら進める体制を作り、後任に席を譲りたい
- ・事務局長は各種団体の運営状況、方向性、問題点等を把握していることが求められ、大変重責であり、それに伴う待遇も考えてほしい
- ・待遇、保障があれば若い事務局長でも可能であると思う
- ・予算の関係で人件費が十分でなく、職員の勤務時間に支障をきたしている
- ・職員の健康保険料についてはある程度補助があってもよいのではないかと、年額一人 30 万円は負担が大きい
- ・地域ボランティアと混在事務が多岐にわたり、労働法に基づく労務管理、賃金管理が難しい
- ・賃金が安すぎる
- ・住民自治協議会の立ち位置が明確でないので、住民からしたら地区すべての代表者として会長が来賓（祝儀持参）、苦情があれば住民自治協議会、「災害が起きているのに住民自治協議会は何もしない」等、市の認識と住民の住民自治に対する認識にずれがあると感じる
- ・それぞれの仕事をこなすのに目いっぱいなので、お互いの仕事を助け合うという余裕がない
- ・役員の希望で会議は午後 6 時以降が多く、その場に事務局職員が出席しているため職員の勤務時間に苦労している
- ・市として、住民自治協議会事務局の運営、職員の処遇のあるべき姿をどのように描き、予算措置しているのかお聞きしたい

●労務管理全体を通して●

役員の担い手不足については、高齢化が進行して担い手がいない地区、役員は大変というイメージから人口の多い地区でも担い手がいない、定年延長で就労しているなど、地域を問わずこの課題を抱えていることがうかがえる。住民自治協議会を訪問する中では、組織の見直しを図っている、事業を見直しているといった、役員に負担がかからないよう工夫されている事例もあったが、地区の方が楽しみしている事業を簡単に止めることはできないといった意見もあり、役員の負担軽減と併せて地区における人材の発掘、活用等今後も引き続き検討していかなければならない。

事務局職員の担い手不足については、事務局の運営とともに、事務局職員に関する待遇も含め人件費に係る課題が多かった。

事務局長人件費相当額 120 万円は、当初事務局長の勤務形態を週 5 日、半日勤務の設定で積算している。しかし住民自治協議会が地域の受け皿となったことにより、市から必須選択事務以外の様々な事務が地域に下りてきている、また地域のことも事務局に持ち込まれる、地域外からも様々な問い合わせや、依頼事項が舞い込むなど週 5 日、半日勤務では追いつかない状況となっている実態がうかがえる。各事務局の職員体制の調査において、事務局長の勤務形態で週 5 日半日勤務という回答であっても、住民自治協議会への訪問の中で勤務実態を伺うと、実際は夕方まで業務をおこなっている、夜の会議に出席している、土日はイベントで出勤しているなど、勤務条件以上の業務遂行がなされている。

また住民自治協議会には一事業所として労働基準法など各種労働法規が適用されるので、事務局の業務に事務局職員の労務管理が加わった。マイナンバー制度、所得税源泉徴収、住民税の特別徴収、労働保険料年度更新事務、勤務時間・休暇・休日など勤怠管理等、これらについても雇用が発生している以上、民間企業並みに事務を行わなければならない。人事・総務などの業務に携わった経験がなければ、労務管理は負担感の大きい業務であると言える。

地域いきいき運営交付金の中で人件費に対する基準額を提示しているため、各住民自治協議会事務局長、事務局職員ともその基準額の中での対応とご努力をいただいているが、業務量がそれを上回っている。少なくとも法律上問題のない人件費が賄われる財政力の強化が必要と考える。

事務局の運営について日頃感じていることのご意見の中で、事務局の創意工夫や労務管理についての意見交換会や研修会の実施についての提案もあった。住民自治協議会を訪問する中でも、多くの住民自治協議会から同様の意見もあったことから実施に向けて検討していく。

Ⅲ 補助金・交付金について

問 28 現状の地域の課題解決に向け、予算が不足していると思われる事業

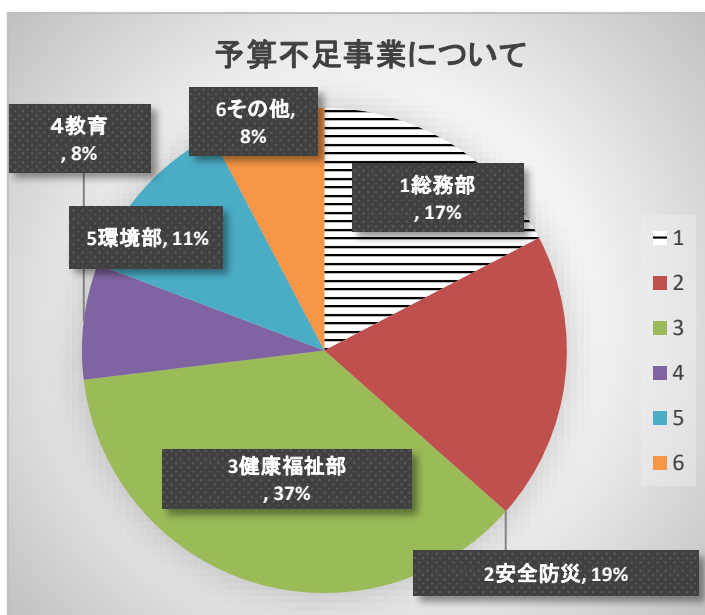
現状の地域課題の解決に向け、予算が不足していると思われる事業について、どの事業部会の予算が不足しているのか複数回答で聞いた。

予算が不足している事業において、健康福祉部会に係る事業費の予算が不足しているとの回答が 37%、安全防災部会に係る事業費が不足しているとの回答が 19%であった。

健康福祉部会に関しては、少子高齢化の進展や介護保険制度の改正もあり、更なる地域福祉のニーズへの対応が求められていることが主な要因ではないかと思われる。地域福祉ワーカー人件費の補助はあるものの、地域福祉ワーカーの負担感が大きいため、増員を希望している地区もある。このように健康福祉部会に係る事業費の不足を感じている。

また安全防災部会の事業については、災害に対する考え方は各地区とも令和元年東日本台風災害が影響し、地区内の防災体制や避難所について、あらためて見直しを進めた地区があったのではないかと思う。そこで「自分たちの地区では何が不足しているのか」など今後の備えについて課題の洗い出しを行った結果、安全防災部会に係る事業費が不足しているという回答につながったのではないかと思われる。

- 1 総務部会事業 2 安全防災部会事業 3 健康福祉部会事業
4 教育部会事業 5 環境部会事業 6 その他事業



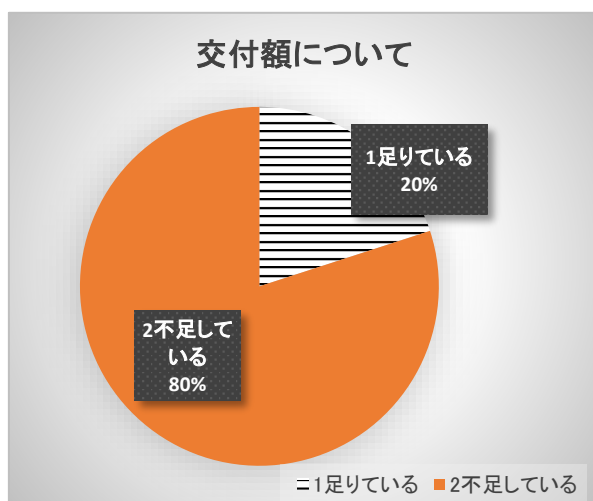
問 29 地域いきいき運営交付金の交付額について

地域いきいき運営交付金について、1 足りている 2 不足している の2択で聞いた。

地域いきいき運営交付金は、必須事務に要する経費を含め、用途を地域住民が決定することで地域課題の解決を主体とした活力ある地域づくりに資することを目的として交付しているものである。各種団体へ交付していた補助金等をまとめてそれを原資とし、毎年度実施する世帯数調査に応じて、前年度交付額の2分の1を固定費、残りの2分の1に前年度からの世帯数増減率を乗じた額を変動費とし、そこに活動補正額、事務局長人件費、事務局職員人件費を加算した額を交付金額と定め各地区に交付している。

今回のアンケートで各地区に交付している地域いきいき運営交付金が足りているか、不足しているかの2択で聞いたところ、80%に当たる24地区から不足しているとの回答であった。

地域いきいき運営交付金は、地域の活動を支える交付金である。住民自治協議会が必須事務の実施及びその他自主的かつ自律的な住民の福祉の増進に資する取り組みに対し、必要な支援を行うことを責務とする市においては、その活動が効果的に行える財政的支援の継続は課せられた課題と認識するところである。



問 30 地域いきいき運営交付金が不足していると回答した地区に、不足している業務内容について（自由記載）

- ・人件費
- ・事業に参加又は従事している者に対する手当、給与
- ・70歳まで働く時代に無償ボランティアは無理
- ・自治会活動保険に対する助成金
- ・事務局長、事務局職員の増額 現状では算定されている額に合わせて勤務時間の調整を行っている
- ・公民館職員と住自協職員の格差を是正し、勤務時間が少ないためできない事務等を行い区民の要望に応えられるようにしたい
- ・福祉に関する地区独自事業
- ・まちづくりに関わる諸事業
- ・職員雇用関連経費
- ・地域たすけあい事業
- ・部会事業費（交通弱者への支援、お茶のみサロン、子育て支援事業、まちづくり事業、小中学生の部活動支援）
- ・担い手の固定化が進み労務負担の限界
- ・すべて
- ・区への配分金
- ・支障木伐採にかかる予算

IV まとめ

この10年間、市としては、地区活動支援担当である支所長を中心とした人的支援、住民自治協議会の活動拠点となる事務局を支所内、公民館内などに整備するといった物的支援、そして地域いきいき運営交付金をはじめとした財政支援といった、協働のパートナーである住民自治協議会が行う主体的な活動を側面的に支援してきた。また、各地区住民自治協議会による取り組みは地域に根差した活動として定着が進んでおり、昨年の台風災害における各住民自治協議会の対応はまさに互助・共助の実例で、都市内分権の取り組みの成果が大きく発揮された事象の一つであると考えられる。

一方で、アンケートの結果からも見えてきたように、人口減少や高齢化による事業運営の難しさや役員の担い手不足などが深刻化しており、多くの住民自治協議会に共通した課題として浮き彫りとなっている。また住民自治協議会の活動内容等が住民に浸透していない側面もあるといった声も聞かれている。

今後、各地区の独自性や自主性に配慮しながら、中長期的視点で地域の担い手の育成や「新しい生活様式」に対応した見直しなど各地区と対話する中で、現状を把握しながら、今後の都市内分権の方向性と併せて住民自治協議会の在り方の方向性を考えていきたい。